

第2次 西予市 男女共同参画 基本計画

いい関係 いい輪が広がる いいまち西予



はじめに

本市では、平成18年3月に、第1次西予市男女共同参画基本計画～いい関係 いい輪が広がる いいまち西予～を策定し、西予市民のニーズと地域に根ざした、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、本格的な少子超高齢化社会の到来、急速に進む人口減少、社会情勢のめまぐるしい変化は、地方自治行政に、さまざまな困難をもたらし、解決しなくてはならない課題が山積しております。このような状況に鑑みれば、将来にわたり持続可能な社会経済の発展を構築するためには、性別にかかわらず男女がその個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を引き続き目指すことは、大きな意義と深い意味を持つものだと考えております。このような認識のもと、このたび第2次西予市男女共同参画基本計画を策定いたしました。今後は、この計画に基づき、市民の皆様とともに、行政・地域・家庭・教育・事業所などありとあらゆる分野が連携、協働して「男女共同参画社会」の実現を目指して、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進していきたいと思っておりますので、市民の皆様におかれましても、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。最後になりましたが、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見をいただきました第2次西予市男女参画基本計画策定委員の皆様方及び市民の皆様方に厚くお礼を申し上げます。



西予市長
菅家 一夫

平成30年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって	7-15
I. 計画の趣旨	
II. 計画の目標	
III. 計画の性格	
IV. 計画の策定方法	
V. 計画の期間	
VI. 計画策定の背景	
(1) 世界の動き	
(2) 日本の動き	
(3) 愛媛県の動き	
(4) 西予市のあゆみ	
VII. 計画の基本体系表	

【主要課題1】

第2章 人権の尊重と社会制度・慣行の見直し	19-29
～一人ひとりが、笑顔で暮らせるまちづくりを目指して～	
重点目標1 メディアにおける男女の人権の尊重	
重点目標2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶	
重点目標3 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	
重点目標4 生活上の困難を抱えた方への支援	
重点目標5 生涯を通じた男女の健康支援	

【主要課題2】

第3章 男女共同参画の視点に立った家庭・地域づくり	33-41
～一人ひとりが、認められるまちづくりを目指して～	
重点目標1 地域・家庭における男女共同参画の推進	
重点目標2 安心して子どもを育てることのできる環境整備と子育て支援	
重点目標3 安心・安全な男女共同参画の地域づくり	
重点目標4 教育分野での男女共同参画促進	

【主要課題3】 女性活躍推進計画として位置付け

第4章 意思決定の場への女性の参画拡大 45-51
～一人ひとりの意見がとどくまちづくりを目指して～

- 重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 重点目標2 地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大
- 重点目標3 あらゆる分野での女性の活躍支援

【主要課題4】 女性活躍推進計画として位置付け

第5章 男女がともに働きやすい環境づくり 55-63
～一人ひとりが、なりたい自分になれるまちづくりを目指して～

- 重点目標1 雇用の分野での男女均等な機会と待遇の確保
- 重点目標2 多様な働き方を可能にするための条件整備
- 重点目標3 農林水産・商工自営業における男女共同参画の促進
- 重点目標4 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる条件の整備

第6章 推進体制の充実 67

- 1 庁内関係部署、支所との連携強化
- 2 市町、県、民間団体との連携強化
- 3 計画の適正な進捗及び執行管理
- 4 進捗、執行管理に基づいた計画の見直し
- 5 推進状況の適正な情報公開

資 料

男女共同参画社会基本法	70
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	77
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	91
用語解説	102-105

第1章

計画の策定にあたって

- I. 計画の趣旨
- II. 計画の目標
- III. 計画の性格
- IV. 計画の策定方法
- V. 計画の期間
- VI. 計画策定の背景
 - (1) 世界の動き
 - (2) 日本の動き
 - (3) 愛媛県の動き
 - (4) 西予市のあゆみ
- VII. 計画の基本体系表

第1章 計画の策定にあたって

I. 計画の趣旨

男女共同参画社会^{*}は、性別にとらわれず男女が自分の生き方に自信と誇りを持ち、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会です。平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法^{*}」において、男女は対等な社会の構成員としてあらゆる分野で活躍する権利を持ち、社会においてともに責任を担うとされ、そのための取り組みが進められています。また、「男女雇用機会均等法^{*}」の改正など各種法制度の整備に加えて、平成25年に国は、日本の成長戦略として取り組むべき最重要課題として女性の活躍を位置付けました。そのため施行から30年が経過した「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の更なる加速を目指し、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）^{*}」が10年間の時限立法として制定されました。近年は、男女の人権のほか仕事と生活の調和いわゆるワーク・ライフ・バランス^{*}の推進も課題としてクローズアップされ、少子高齢化の進行や家族形態・労働環境の変化など私たちを取り巻く新たな状況への対応が求められています。

本市におきましても、平成18年3月に、第1次西予市男女共同参画基本計画～いい関係 いい輪が広がる いいまち西予～を策定し、西予市民のニーズと地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みを行ってまいりました。しかしながら平成29年7月に実施した市民・事業所意識調査では、「固定的性別役割分担^{*}意識」は、解消傾向が見られたものの依然として根強く存在し、また年度ごとの登用調査では、審議会等における女性の登用率も目標値には達していないなど、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、継続して取り組むべき課題であり、引き続き基本目標ごとに重点的に推進していく必要があります。

この度、第2次西予市男女共同参画基本計画を策定しました。本計画は、1次計画における取り組みを、時代や社会の変化、新しい課題に対応できるよう見直しを図り、その施策の指針を示したものです。また、平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく、市町村推進計画として位置付けます。

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。

（「男女共同参画社会基本法」第2条1）

（※ P102～P105 用語解説参照）

Ⅱ. 計画の目標

男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女が性別にとらわれることなく、お互いの人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合いながらその個性と能力を十分に発揮し、ともにいきいき暮らせる男女共同参画社会の実現を目指します。

Ⅲ. 計画の性格

- ・この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定された「市町村男女共同参画計画」です。
- ・この計画は、「第 2 次西予市総合計画」を上位とした実施計画です。
- ・この計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、愛媛県の「第 2 次愛媛県男女共同参画計画」に基づいた基本計画です。
- ・この計画は、「西予市男女共同参画基本計画策定委員会」が西予市長の諮問を受けてその策定にあたり、平成 29 年 7 月に実施した「西予市男女共同参画市民意識調査」及び「西予市男女共同参画事業所意識調査」で得られた結果・意見を反映させるとともに、地域の特性を活かし、西予市にあった男女共同参画の取り組み指針を示したものです。
- ・この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、本市の「女性活躍推進計画」として位置づけ作成したものです。

Ⅳ. 計画の策定方法

(1) 意識調査の実施

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するとともに、市内の事業所における休業制度や女性の職域拡大、働く環境の実態を把握し、「第 2 次西予市男女共同参画基本計画」策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

<市民意識調査>

- | | |
|--------|--|
| 1 調査地域 | 西予市全域 |
| 2 調査対象 | 市内に居住する 19 歳以上の男女
(平成 29 年 4 月 1 日現在) |
| 3 抽出方法 | 住民基本台帳より無作為抽出 |
| 4 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| 5 調査時期 | 平成 29 年 7 月 4 日～7 月 28 日 |
| 6 回収結果 | |

標本数	有効回収数	有効回収率
1,000人	386	38.6%

<事業所意識調査>

- 1 調査地域 西予市全域
- 2 調査対象 市内に本拠地があり、従業員が概ね10名以上いる事業所
- 3 抽出方法 無作為抽出
- 4 調査方法 郵送配布・郵送回収
- 5 調査時期 平成29年7月4日～7月28日
- 6 回収結果

標本数	有効回収数	有効回収率
50事業所	37	74.0%

(2) 西予市男女共同参画基本計画策定委員会の開催

西予市男女共同参画計画策定委員会設置要綱に基づき、委員15名で構成された委員会において、(1)の市民意識調査結果や地域や各分野における意見や課題を反映させ、市長の諮問を受けて策定しました。

V. 計画の期間

計画の期間は、平成30年度(2018年度)からの向こ10年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や進捗状況、国・県の動向を見据えながら、適宜見直しを行います。

VI. 計画策定の背景

(1) 世界の動き 平成7年以降～

平成7年(1995年)、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「世界行動綱領」が採択され、女性への暴力、環境、政治参加を含む平成12年(2000年)までの優先事項として12項目の戦略目標が定められました。

平成12年(2000年)、ニューヨークにおいて、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、21世紀に向けた行動指針といえる「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。

平成17年(2005年)には、国連本部(ニューヨーク)において、「第49回国連婦人の地

位委員会（「北京+ 10」ハイレベル会合）」が開催され、「北京宣言および行動綱領」および「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。

平成 22 年（2010 年）「第 5 4 回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から 15 年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価が行われ、これらの完全かつ迅速な実施に向けた宣言文が採択されました。

平成 23 年（2011 年）、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が発足しました。

平成 27 年（2015 年）、「第 5 9 回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から 20 年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価と再確認が行われ、これらの完全かつ効果的で加速化された実施に向けた宣言文が採択されました。

（2）日本の動き 平成 7 年以降～

平成 8 年（1996 年）、「第 4 回世界女性会議」で採択された行動綱領や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて国が取り組むべき施策が示されました。

平成 11 年（1999 年）、男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づく法定計画である「男女共同参画基本計画」が平成 12 年（2000 年）12 月に策定されました。

平成 13 年（2001 年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV 防止法）が施行され、都道府県の婦人相談所等において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことや、裁判所が保護命令を発することなどが規定されました。

平成 13 年（2001 年）、内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設置され、男女共同参画の推進体制が強化されました。

平成 15 年（2003 年）、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備するための基本理念などが定められました。

平成 17 年（2005 年）、男女共同参画会議からの答申を受け「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する取り組みなどが盛り込まれました。

平成 19 年（2007 年）、改正「男女雇用機会均等法」が施行され、性別による差別の禁止範

困の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などが盛り込まれました。

平成 19 年（2007 年）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組むための指針が示されました。

平成 21 年（2009 年）、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指して、「育児・介護休業法」が改正されました。従業員数 100 人以下の中小企業については一部の規定の適用が猶予されていましたが、平成 24（2012 年）年 7 月 1 日より全面施行となりました。

平成 22 年（2010 年）、男女共同参画会議からの答申及び男女共同参画社会基本法施行後 10 年の反省を踏まえ、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。実効性のあるアクション・プランとするため、「2020 年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%とする」などの成果目標が設定されました。

平成 25 年（2013 年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部が改正され、生活の本拠をともしにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。

平成 27 年（2015 年）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され地方公共団体や労働者 301 人以上の民間事業主に対して、「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられ、平成 28 年（2016 年）4 月に全面施行されました。

（3）愛媛県の動き

愛媛県では、昭和 58 年（1983 年）に「愛媛の婦人対策基本指針」が策定され、女性施策の連絡調整と総合的な企画・推進を図るために「愛媛県婦人対策推進会議」が設置されました。

昭和 62 年（1987 年）には、「愛媛県婦人総合センター（現：愛媛県男女共同参画センター）」を開館し、女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な社会参加や能力開発を促進しています。また、平成 3 年（1991 年）には、「(財)えひめ女性財団」が設立され、愛媛の男女共同参画社会づくりの中核機構としての役割を担っています。

平成 4 年（1992 年）に「愛媛県女性行動計画」が策定され、平成 13 年（2001 年）には、平成 22 年度（2010 年度）を目標年度とする「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」が新たに策定されました。この基本計画では、5 つの主要課題「女性の人権の尊重」、「男女共同参画の視点に立った意識の改革」、「意思決定の場への女性の参画拡大」、「家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備」、「労働の場における男女平等の確保」ごとに設定された重点目標の達成に向けて取り組みが進められ、平成 17 年（2005 年）が計画期間の中間となること、また、国の基本計画が改定されたことから、平成 18 年（2006 年）には中間改定が行われています。

平成 14 年（2002 年）には、愛媛県の男女共同参画を進める施策の基本となる事項を定めた「愛媛県男女共同参画推進条例」が施行されました。また、平成 18 年（2006 年）には、愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、平成 21 年（2009 年）には、平成 19 年（2007 年）7 月の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正やこれに伴う平成 20 年（2008 年）1 月の国の基本方針の見直しを受け、これまでの取り組みや課題を整理し、今後必要な取り組みを盛り込み「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を改定しました。

平成 23 年度（2011 年度）には、「第 2 次愛媛県男女共同参画計画」が策定され、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められていますが、平成 27 年度（2015 年度）に計画期間の折り返しを迎えたことから、現状と課題に対応し、また、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年 8 月制定）や「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月策定）を踏まえ、期間後半（平成 28 ～ 32 年度）に向けて、女性活躍推進法で定める「女性活躍推進計画」と一体化させた、計画の中間改定が行われました。

（４）西予市のあゆみ

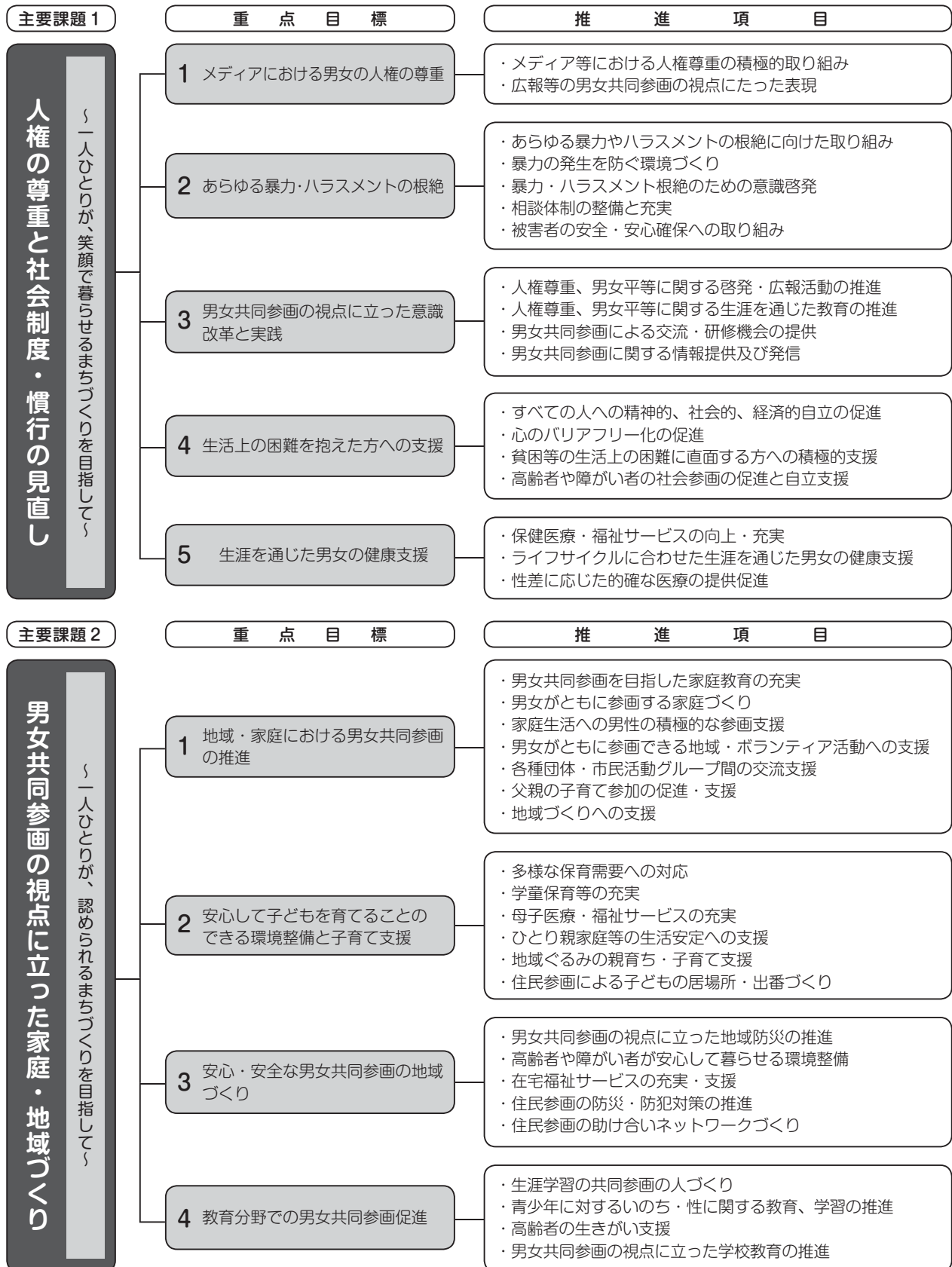
西予市は、平成 16 年（2004 年）4 月に誕生して以来、旧町の特徴を活かしつつ、且つ新市の地域環境やニーズに沿った女性政策に取り組んできました。

同年、行政としての政策を総合的かつ効果的に推進するため、部長会からなる「西予市男女共同参画推進行政会議」を設置しました。また、行政内の推進方策を検討する体制を整備し、同時に「西予市男女共同参画行動計画策定委員会」を設置し、西予市男女共同参画基本計画の策定を行いました。策定にあたっては、市民のニーズを的確に把握するため、市民意識調査も実施しました。

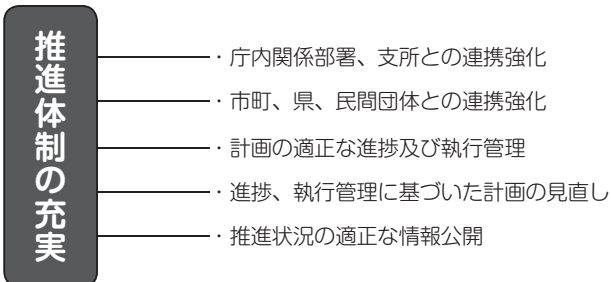
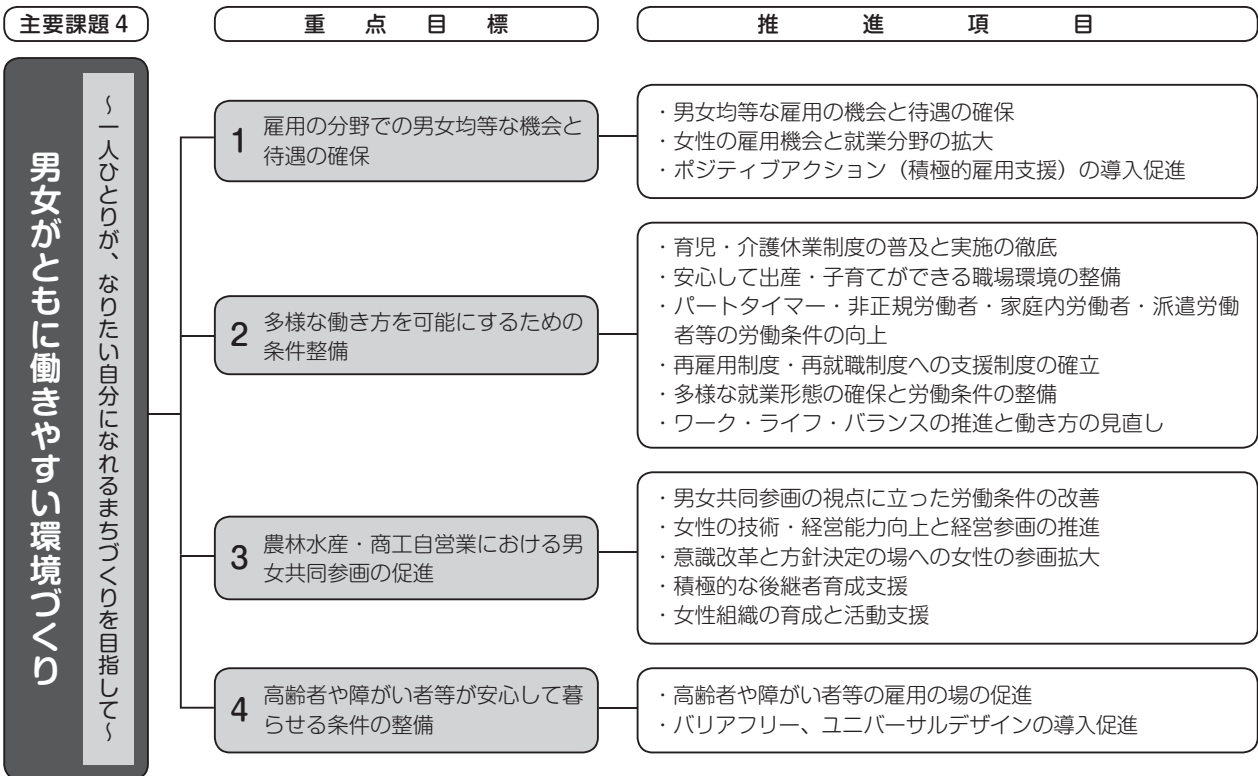
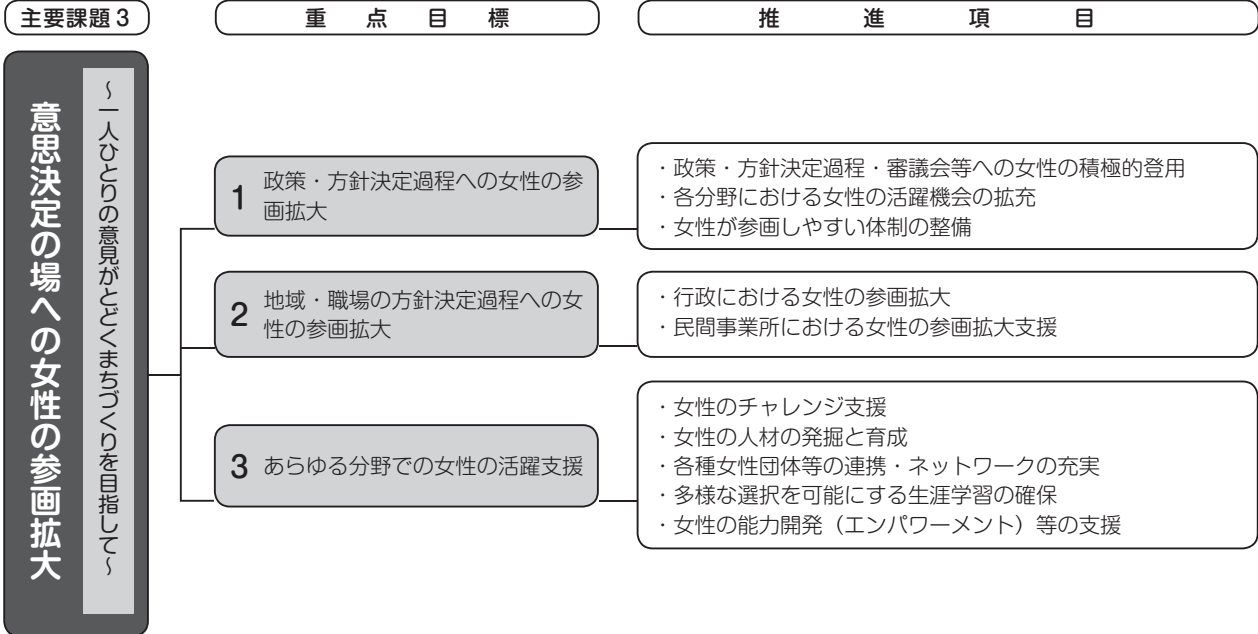
策定前の平成 17 年（2005 年）には、男女共同参画の推進を効果的に図るため、「男女共同政策室」を設置し、専従の係を配置しました。同年、西予市職員で構成される、庁内における男女共同参画の推進を目的とした「西予市男女共同参画推進員会」を設置。加えて、豊かな感性や柔軟な視点を市政へ反映させ、市民による男女共同参画社会づくりを目指す「せいよ女性の会」を設立させ、現在も多様な視点でさまざまな課題に取り組み、市政との協働を行っております。

男女共同参画シンポジウム in せいよの開催や、西予市男女共同参画啓発劇団「かまん DAY」設立、男女共同政策室・せいよ女性の会 5 周年記念 " さんかくフェスティバル " を実施したほか、市民対象の各種啓発講座や研修会の開催など、市民と行政が連携した取り組みを行っております。その他、西予市 DV 防止対策ネットワーク会議を設置し、男女の人権啓発にも注力しています。

VII. 計画の基本体系表



主要課題 3・4 女性活躍推進計画として位置付け



第2章

主要課題1

人権の尊重と社会制度・慣行の見直し

～一人ひとりが、笑顔で暮らせるまちづくりを目指して～

- 重点目標1 メディアにおける男女の人権の尊重
- 重点目標2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶
- 重点目標3 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践
- 重点目標4 生活上の困難を抱えた方への支援
- 重点目標5 生涯を通じた男女の健康支援

第2章 人権の尊重と社会制度・慣行の見直し

～一人ひとりが、笑顔で暮らせるまちづくりを目指して～

男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢などに関わらず、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも大切であり、誰からも侵害されることがないように、人権尊重を基盤とした男女共同参画を推進していく必要があります。

人権とは、生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない権利です。日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが着実に進められていますが、性別による差別的扱いや、性差に起因する暴力、根強い固定的性別役割分担*意識など、人々の意識や行動、社会の慣行の中に、男女の人権を否定されている現実が今なお存在しています。

私たちは、一人ひとりが多様な考えや価値観を持ち、男女を問わず個人でさまざまな能力と個性を持っています。それらを認め合い、誰もが平等で、明るく幸せに自分らしく生活できる社会を築くためには、最も基本となる男女の人権を尊重する意識を高めるよう、努める必要があると考えます。

西予市においては、男女共同参画の意識の浸透は徐々に進みつつありますが、未だに社会制度や慣習等における固定的性別役割分担意識があり、男女共同参画社会の実現を阻んでいます。この現状に対して、あらゆる機会を捉え、市民が男女ともに、希望に応じた多様なライフスタイルを選択できる西予市の実現を目指すため、人権尊重を基盤とした、社会制度や慣習の見直しやメディア発信、健康支援など、男女共同参画の視点にたったまちづくりを目指します。

(※ P102～P105 用語解説参照)

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

(「男女共同参画社会基本法」第3条)

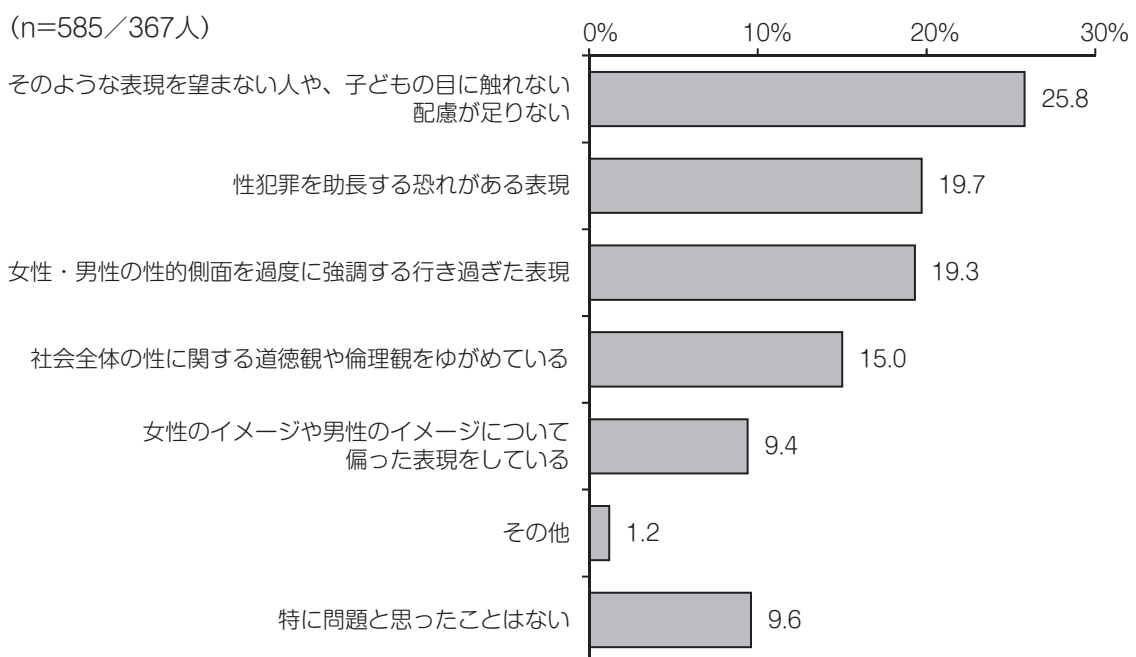
重点目標 1-1 メディアにおける男女の人権の尊重

現代社会において、インターネットに代表される情報通信技術の発達と普及により、私たちの暮らしの利便性が大きく向上しました。西予市においても、地域に密着したメディアであるケーブルテレビを通じて、「男女共同参画」について市の施策が広く伝達されることにより、市民による男女共同参画の推進につながることを期待されます。しかしながら、いつでも、どこでも、さまざまな情報が簡単に入手できることによる課題も多く、特定の情報に支配されたり、誤った情報や不適切な情報を無批判に受け入れたりしてしまう恐れもあります。特に、メディアにおける性・暴力表現については、青少年やそのような表現に接することを望まない人の権利を一方的に侵害していますし、LGBT^{*}などの性自認の誤った扱いや、固定的性別役割分担^{*}意識に基づく表現は、個人の個性と能力を尊重する「男女共同参画社会づくり」を著しく阻害するものです。

表現の自由は尊重されるべきではありますが、このようなメディアを取り巻く現状を把握し適切に対応するため、さまざまな情報を収集、判断し、適切に発信できるようメディア・リテラシー^{*}を向上させる取り組みを行います。

(※ P102～P105 用語解説参照)

図表 45 メディアにおける性・暴力表現について気になること（全体／複数回答）



メディアにおける性・暴力表現について気になっていることは「そのような表現を望まない人や、子どもの目に触れない配慮が足りない」、「性犯罪を助長する恐れがある表現」、「女性・男性の性的側面を過度に強調する行き過ぎた表現」が多くなっています。インターネットなどの高度情報化が急速に進む現代社会では、活字や映像をはじめとするメディアが人々の意識や価値観に大きな影響を与えています。メディアの発達は、生活の利便性の向上に大きく貢献していますが、メディアが自主的に人権を尊重した表現を行うよう、その取り組みを促すとともに、受信する側もメディアからの情報を主体的に選択し読み解く能力を持つ必要があります。

資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成 29 年 7 月実施）」

推進項目・施策の方向

● メディア等における人権尊重の積極的取り組み

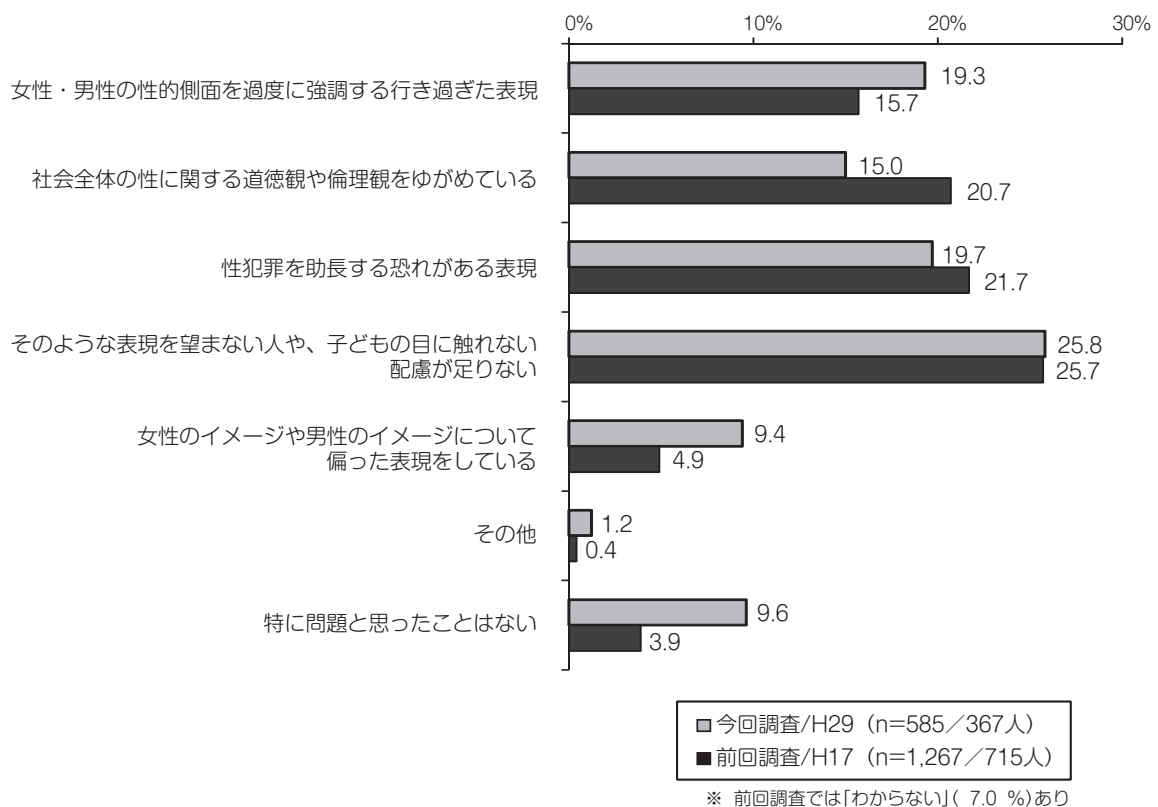
各種メディアにおける、女性の尊厳を傷つける表現や男女の固定的性別役割分担[※]意識や差別意識に基づく不快な表現の解消を進め、人権を尊重したメディア・リテラシー[※]の向上を促進する学習機会の提供や広報・啓発を推進します。

● 広報等の男女共同参画の視点にたった表現

人権を尊重したメディア・リテラシー[※]の向上を共通認識とし、ガイドラインなどを作成し、行政のメディア発信等について徹底します。

(※ P102～P105 用語解説参照)

図表 47 メディアにおける性・暴力表現について気になること（前回との比較／複数回答）



【前回調査（平成 17 年 5 月実施）との比較】

前回調査と比較すると、今回調査では「女性・男性の性的側面を過度に強調する行き過ぎた表現」（19.3%）が第3位となりますが、前回調査では「社会全体の性に関する道德観や倫理観をゆがめている」（20.7%）が第3位となっています。

資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成 29 年 7 月実施）」

重点目標 1-2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

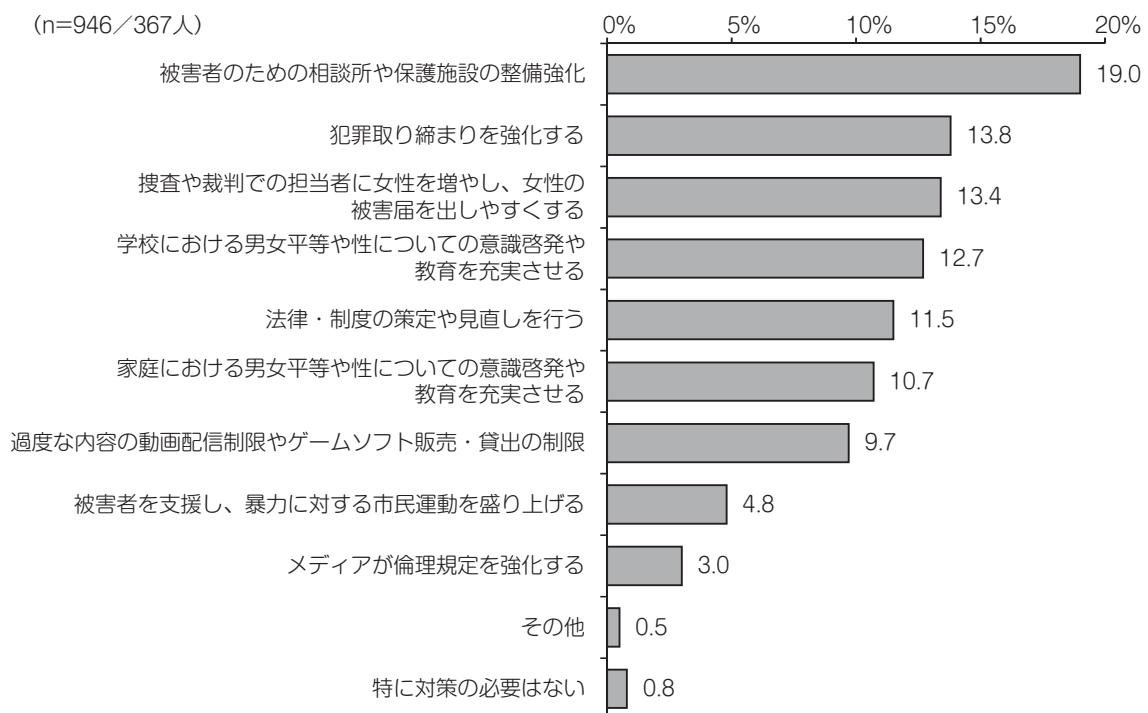
男女間の暴力は、配偶者やパートナー間でおこるDV^{*}だけでなく、職場や地域などでおこるハラスメント^{*}や、幼い子ども、障がいのある人、高齢者等への虐待などがあります。また、近年ではインターネット、SNS^{*}の普及によりリベンジポルノ^{*}や児童ポルノ、JKビジネス^{*}などの未成年をターゲットとしたものが深刻化し、被害の形も多様化しています。

このような暴力は明らかに犯罪であり、重大な人権侵害です。時には、被害者の生命や家族、社会的関係までも奪い兼ねない深刻な状況に発展することも少なくありません。また、かつてDVやセクハラなど男女間におけるトラブルの被害の多くは女性でありましたが、近年は女性の社会進出などにより、男性の被害も増えています。しかも、男性被害者はその事実について相談できず事態が深刻化するケースも起こっています。

男女がともに対等な構成員として、安心して暮らすことができる男女共同参画社会を作っていくためには、男女間のあらゆる暴力・ハラスメントの根絶に向けた教育・啓発活動を推進するとともに、被害者支援のための具体的な施策を推進することが必要です。

(※ P102～P105 用語解説参照)

図表 54 暴力や差別をなくすための方策について（全体／複数回答）



暴力や差別をなくすための方策について「法律・制度の見直しを行う」、「犯罪取り締まりを強化する」、「被害者を支援し、暴力に対する市民運動を盛り上げる」などは男性の方が割合が高く、「捜査や裁判での担当者に女性を増やし、女性の被害届を出しやすくする」、「被害者のための相談所や保護施設の整備強化」などは女性の方が高くなっています。前回調査（平成 17 年）より「家庭における男女平等や性についての意識啓発や教育を充実させる」、「学校における男女平等や性についての意識啓発や教育を充実させる」といった教育に関する項目の割合が増加しています。

資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成 29 年 7 月実施）」

推進項目・施策の方向

● あらゆる暴力やハラスメントの根絶に向けた取り組み

あらゆる暴力の根絶を目指し、警察や医療機関、その他民間の支援機関とも連携し、情報提供や意識啓発、相談、自立支援体制の充実を図ります。

● 暴力の発生を防ぐ環境づくり

暴力は犯罪であるという意識や、相手をいたわる意識の浸透を図る学習機会の提供に努めるとともに、関係機関との連携を中心とし、地域ぐるみで暴力防止を目指します。

● 暴力・ハラスメント※根絶のための意識啓発

学校・地域・事業所など、多様な場所において、暴力やハラスメント※の根絶について意識啓発を図ります。

● 相談体制の整備と充実

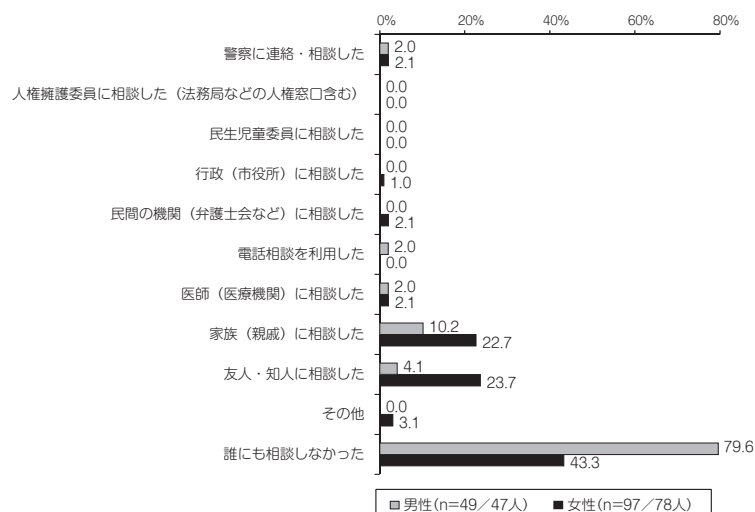
早期発見、早期対応に鑑みた、西予市における相談窓口のワンストップ化を目指します。

● 被害者の安全・安心確保への取り組み

要保護者への早期対応を行い、安全に保護できる体制を整えます。

(※ P102～P105 用語解説参照)

図表 52 相談の有無（男女別／複数回答）



【属性別の傾向 男女別】

男女別にみると、「家族（親戚）に相談した」の割合は女性（22.7%）が男性（10.2%）を12.5ポイント、また、「友人・知人に相談した」についても女性（23.7%）が男性（4.1%）を19.6ポイント上回っています。一方、「誰にも相談しなかった」の割合は、男性（79.6%）が女性（43.3%）を36.3ポイント大きく上回っています。女性の主な相談相手は家族や友人、男性は誰にも相談しない人が多い傾向です。

資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成29年7月実施）」

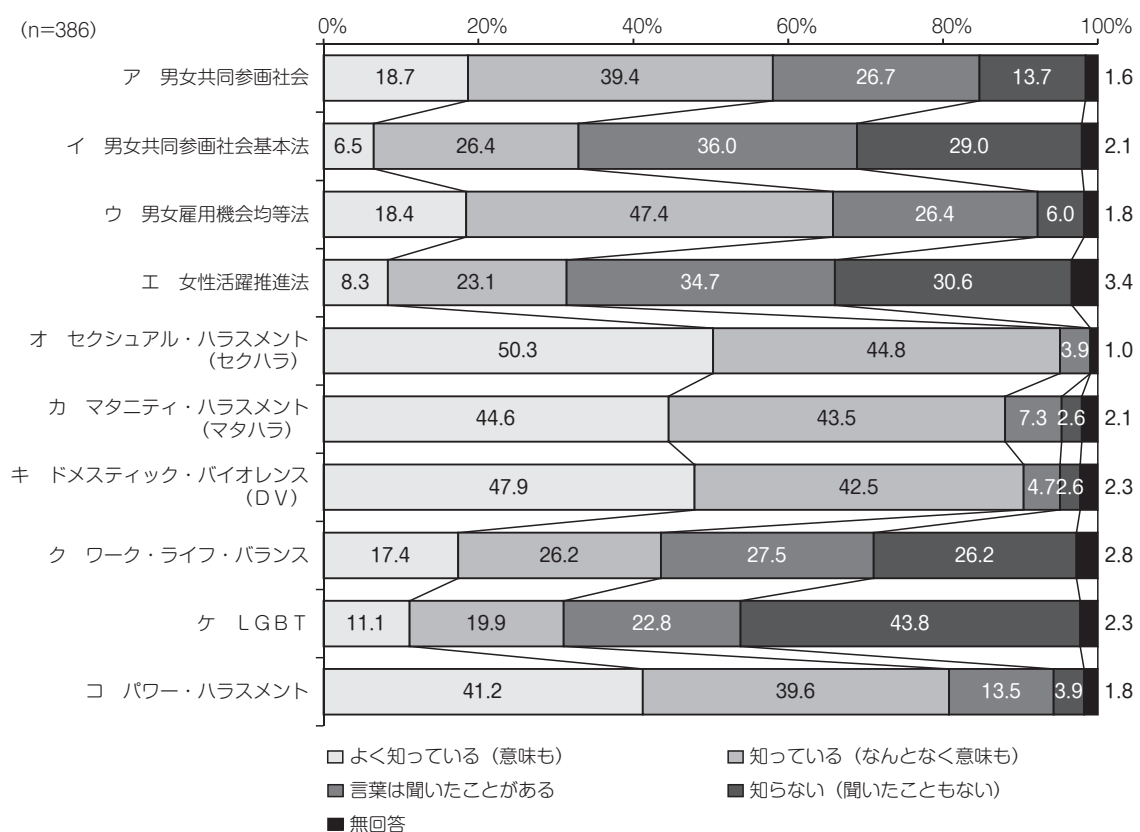
重点目標 1－3 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される一方で、固定的性別役割分担[※]意識は、今までの社会の習慣や長い歴史の中で伝統的に受け継がれてきた風習などの影響を根強く受け、無意識のうちに「女性らしく」「男性らしく」、または「男性は仕事」「女性は家庭」という性に基づき固定化された考えが根強く残り、各人固有の持っている可能性を制限しまいがちです。このことは、個々の能力や個性を埋没させてしまうばかりでなく、男女平等を基礎とした人権をも侵すことになりかねません。私たちが目指す男女共同参画社会とは、家庭や職場、地域や学校などのあらゆる社会の分野において、年齢や性別、障がいの有無、国籍の違いなどと同様に男女の差別をなくし、人々がお互いの違いを認め合い、それぞれの個性を尊重しながら能力を発揮し、いきいきと暮らせることのできる社会です。

そのため、このような意識の変革を推進し、差別的な社会通念・慣行・しきたりを改め、男性ばかりでなく女性自身も意識改革を図りながら、男女共同参画社会の形成へ向けての意識づくりに努めます。

(※ P102～P105 用語解説参照)

図表 1 男女共同参画の周知度 (全体)



男女共同参画に関する言葉の周知度をたずねたところ、「よく知っている (意味も)」、「知っている (なんとなく意味も)」を合わせた「知っている」の割合は、「セクシュアル・ハラスメント (セクハラ) (95.1%)」、「ドメスティック・バイオレンス (DV) (90.4%)」、「マタニティ・ハラスメント」(88.1%) などで高くなっています。一方、「知っている」の割合が低い言葉は、「LGBT」(31.0%)、「女性活躍推進法」(31.4%)、「男女共同参画社会基本法」(32.9%) となっており、周知度がやや低くなっています。

資料 「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査 (平成 29 年 7 月実施)」

推進項目・施策の方向

● 人権尊重、男女平等に関する啓発・広報活動の推進

人権尊重、男女平等に関する意識の啓発と、それらの情報提供を行うとともに、男女平等の理念を正しく理解するよう意識啓発に努めます。

● 人権尊重、男女平等に関する生涯を通じた教育の推進

あらゆる機会をとらえ、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるため、学校教育、生涯教育の現場と連携し、学習機会の提供に努めます。

● 男女共同参画による交流・研修機会の提供

性別にとらわれることなく、男女がともに社会参画することの必要性・重要性について理解を深めるため、研修や交流の機会を積極的に提供します。

● 男女共同参画に関する情報提供及び発信

男女共同参画は、性差にとらわれない個人の「らしさ」を尊重するものであるという認識を広く浸透させるため、積極的な情報提供や学習機会の発信に努めます。

市民の声

男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査より

※基本的な考え方として女性を特別視しないこと。実力のある女性は自然に伸びていくもの。その際男性が嫉妬しないこと。70歳以上 男性

※男性女性ともに体の仕組みが違うように、考え方ややり方があると思う。何もかも平等にではなく、お互いの持ち味を活かして協力する、お互いを尊重し助け合うなど会話がもっと必要ではないかと思う。60歳代 女性

重点目標 1－4 生活上の困難を抱えた方への支援

長引く経済の低迷により、雇用・就業の変化が影響し、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあります。それらの家庭の中には、貧困等によるさまざまな生活上の困難な状況に置かれた人が増えています。

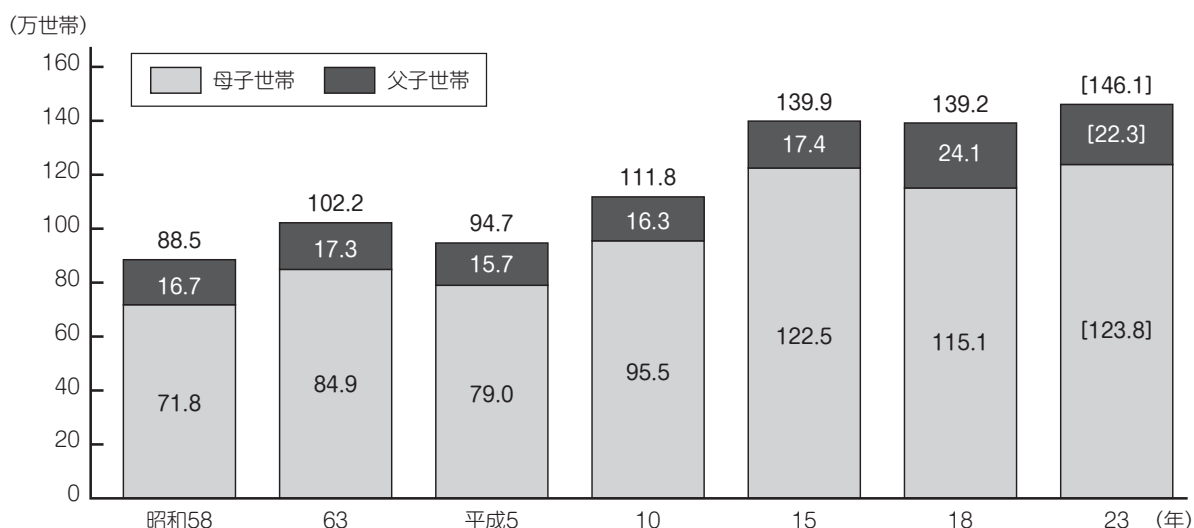
特にひとり親家庭は、仕事、家事、育児を母親か父親のいずれかがすべてを担う必要があり、経済・教育・健康面等で不安や負担が大きくなっていることから、ひとり親家庭の生活安定と、養育される子どもの健全な成長のため、個々の状況に応じた支援が必要と考えます。

また、少子高齢化が進展する中、高齢者の介護問題は社会全体に波及しており、介護の多くを女性が担っている現状から、女性の意欲と能力に応じて、就業のみならず、さまざまな社会経済活動に参加できる機会を阻害していると言え、地域や社会、家庭における固定的性別役割分担^{*}意識の解消に取り組む必要が大きいと考えます。元気な高齢者においても、高齢者自身が地域で経済的・社会的に自立した生活が安心して送ることができる、就労支援や生活環境の整備など、必要な支援やサービスの提供に努める必要があります。

このほか、障がいのある方や、LGBT^{*}、外国人など、生活上の困難を抱える人々の自立に向けた力を高める取り組みなどを進めるとともに、お互いに理解、協調して共生できるよう、心のバリアフリー化に努めます。

(※ P102～P105 用語解説参照)

母子世帯数及び父子世帯数の推移



(備考) 1. 厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成。

資料「内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書 平成28年版」

推進項目・施策の方向

● すべての人への精神的、社会的、経済的自立の促進

性差にとらわれることなく、意欲と能力に応じた社会参画や新たな分野に挑戦する機会を提供し、自立に向けた意識づくりと能力開発を行うための支援に努めます。

● 心のバリアフリー化の促進

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活が送れるように、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的な支援を促進します。

● 貧困等の生活上の困難に直面する方への積極的支援

貧困や生活上の困難にある方への背景を的確に把握し、相談体制の充実や支援体制の整備を促進します。

● 高齢者や障がい者の社会参画の促進と自立支援

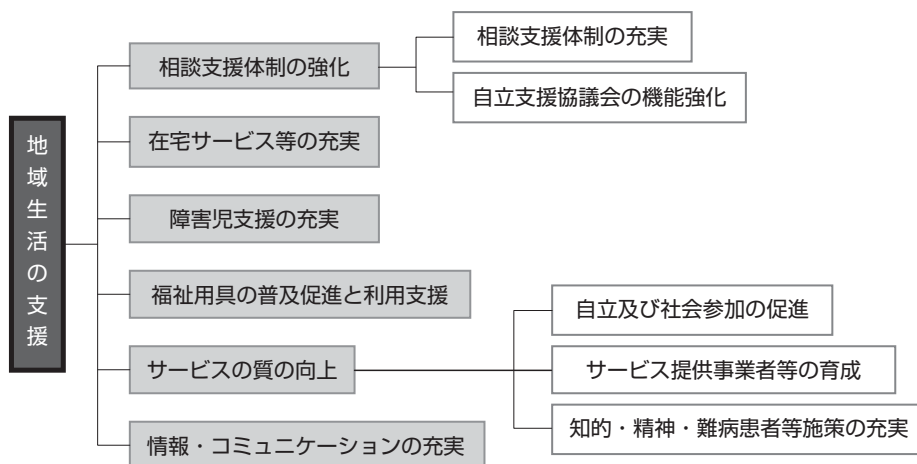
若年期から、自立に向けた自助努力を支援するとともに、男女共同参画の視点に立った社会参加活動に関する広報・啓発・情報提供、相談体制の整備に努めます。

愛媛県障害者計画との連携

第1節 地域生活の支援

障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、障害者及び障害児が必要な支援を受け、社会参加の機会と自らの選択の機会が確保された日常生活又は社会生活を送ることができるよう、質の高い障害福祉サービス等を提供し、地域生活の支援に努めます。

施策の体系



資料「愛媛県障害者計画（平成27年3月策定）より」

重点目標 1-5 生涯を通じた男女の健康支援

男女が、生涯にわたって、心身ともに健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な条件となります。この課題に取り組むためには、女性も男性も、一人ひとりがそれぞれの身体の特徴を十分理解し、お互いに思いやることができる社会づくりに努める必要があります。

特に女性には、妊娠や出産をするための仕組みが備わっており、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるため、思春期、妊娠・出産期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージに対応した、継続的な健康支援を行うことが必要です。近年における、女性の社会進出の進展や、出産年齢の上昇など、女性の生涯にわたる健康を支援するためには、心身両面からの健康支援や相談体制が重要であることに加え、望まない妊娠、中絶や性感染症の危険などの問題について理解を深め、自分自身や他人の健康と権利を尊重することが求められます。

性差に考慮した健康支援を進めることは、女性のみならず男性にとっても、自分の性の特性を踏まえた、こころのケアの推進にもつながります。

今後は、男女がともに自分らしく生活できる男女共同参画社会の実現に向け、生涯を通じて、性差やライフサイクル、また疾病の背景に鑑み、的確な医療支援と、福祉サービスの向上を図ります。

西予市が市民を対象に実施している各種健診

※年齢は年度末年齢

【男女共通】

健診項目	対象者	
特定健診	40～74歳 西予市国保加入者	
後期高齢者健診	75歳以上	
健康診査	19～39歳 健診を受ける機会のない方	
肺がん結核検診	CR検診	40歳以上
	CT検診	40歳以上
	喀痰検査	50歳以上 CRまたはCT検診を受診し 「タバコの本数×年数＝600以上」
大腸がん検診	40歳以上	
胃がん検診	40歳以上	
腹部超音波検診	19歳以上	
肝炎ウイルス検診	40歳以上 今までに肝炎ウイルス検査を受けたことのない方	

【女性の健診】

健診項目	対象者	
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	
乳がん検診	乳房超音波検診 (個別は視触診とセット)	20～39歳の女性
	マンモグラフィ検診 (個別は視触診とセット)	40歳以上の女性
骨粗しょう症検診	40.45.50.55.60.65.70歳の女性	

【男性の健診】

健診項目	対象者
前立腺がん検診	50歳以上の男性



平成30年実施予定分
健康づくり推進課

推進項目・施策の方向

● 保健医療・福祉サービスの向上・充実

あらゆる世代において、健康診断、保健指導・相談、医療サービスの提供が受けられるよう施策の推進を図ります。

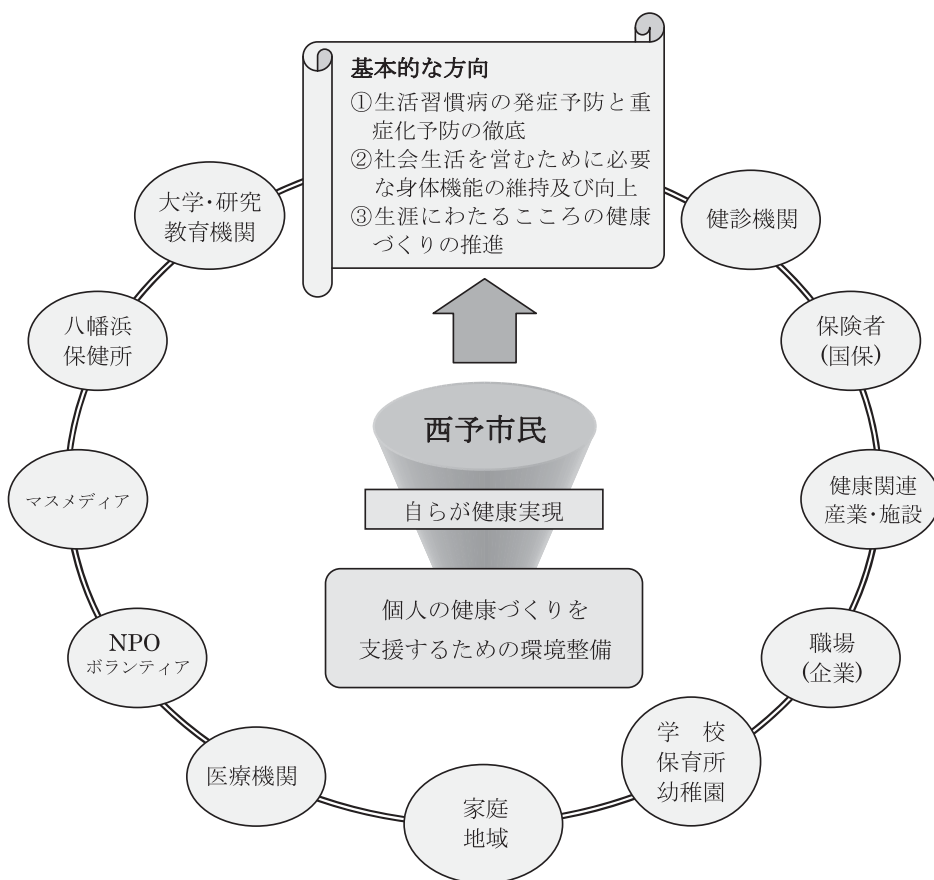
● ライフサイクルに合わせた生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じた健康を支援するため、思春期や妊娠・出産期、老年期など年齢やライフサイクルに合わせた心身の健康づくりを推進します。

● 性差に応じた的確な医療の提供促進

生涯を通じた健康の保持のために、性差に応じた的確な医療が提供できるよう努めます。

みんなで取り組む「健康づくり」 元気だ！せいよ



第2次西予市健康づくり計画2025 “元気だ！せいよ”との連携

資料「第2次西予市健康づくり計画2025“元気だ！せいよ”」

第3章

主要課題2

男女共同参画の視点に立った家庭・地域づくり

～一人ひとりが、認められるまちづくりを目指して～

- 重点目標1 地域・家庭における男女共同参画の推進
- 重点目標2 安心して子どもを育てることのできる環境整備と子育て支援
- 重点目標3 安心・安全な男女共同参画の地域づくり
- 重点目標4 教育分野での男女共同参画促進

第3章 男女共同参画の視点に立った家庭・地域づくり

～一人ひとりが、認められるまちづくりを目指して～

男女がともに地域や家庭、職場において個性と能力を発揮し、多様で柔軟な視点での社会参画を実現するためには、あらゆる分野での意識改革と、男女共同参画の視点に立った慣習・制度の見直し、女性が参画しやすい環境や体制の整備、さらには女性自らの積極性が必要不可欠です。地域においては、青年層・中年層の減少等により従来が活動が困難になっている地域が存在し、また住民生活に直結するさまざまな課題が顕著化し、男女がともに地域づくりを担わないと立ち行かない現状があります。自治会など地域コミュニティの活動を、今後も持続可能な地域社会の実現につなげるためには、性差を問わず、さまざまな立場における人々の視点を取り入れ、ともに生きていくことを支える男女共同参画社会の推進が不可欠と考えます。特に、女性や高齢者等が弱者になることが浮き彫りとなった災害時に備え、女性のみならず、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策に取り組む必要があります。

このような、男女共同参画の視点を活かした「地域づくり」「家庭づくり」を推進するためには、積極的な子育て支援をはじめ、男性への家事・育児への参画支援、各種団体やグループの育成支援なども積極的に行う必要があります。さらに、男女の相互理解の重要性や人権尊重、男女共同参画の意識の育成について、発達段階に応じた教育の推進を目指します。

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(男女共同参画社会基本法「第6条」)

重点目標 2-1 地域・家庭における男女共同参画の推進

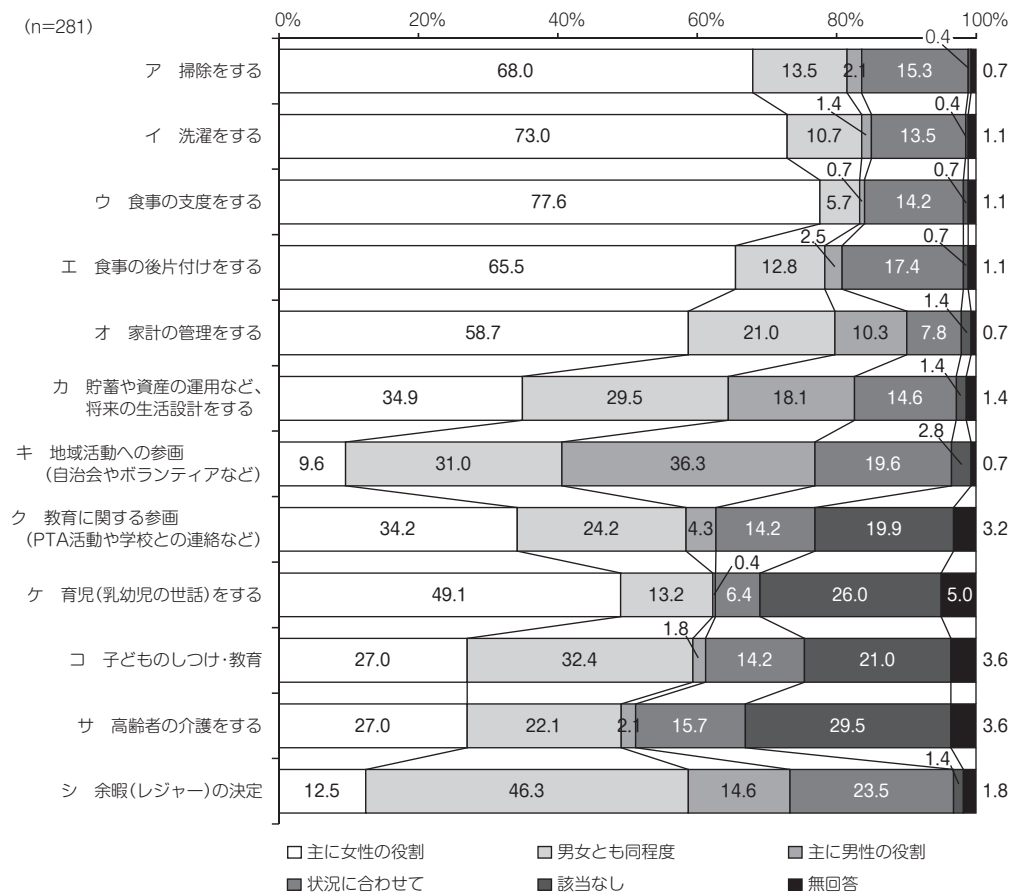
家庭・地域は、社会構成の基礎であり、生活の基本的な場です。その基本的な営みの場を、豊かで活力のあるものにするためには、男女が家庭と地域の活動をとともに担い、その個性や能力が活かされ、多様で柔軟な視点に着目し、さまざまな分野で活躍できる社会づくりが必要となります。

しかしながら、家庭や地域における固定的性別役割分担*意識が根強く残り、家事や育児、介護等について、男性の協力が得られる傾向にはあるものの、まだまだ女性が担っていることが多く、市民意識調査でもその傾向が顕著に表れています。一方で、自治会等における指導的立場には、男性が多く登用されており、このような偏りがちな家事労働や地域活動の負担は、男女共同参画社会の実現に大きな弊害となっていると言えます。

生活の基盤である、家庭・地域における「課題」について、男女が協力して解決することは、家庭の充実や地域の活性化にもつながり、一人ひとりが喜びと責任を分かち合える、男女共同参画社会につながると考え、男女がともに参画する家庭づくり・地域づくりを支援します。

(※ P102～P105 用語解説参照)

図表 13 家庭生活における男女の役割分担について (全体)



役割分担の現実には「掃除をする」、「洗濯をする」、「食事の支度ををする」、「食事の後片付けをする」、「家計の管理をする」、「育児(乳幼児の世話)をする」については「主に女性の役割」が多くを占めており、男性の家事への参画は徐々に進んでいるものの、依然として家事や育児等の多くを女性が担っているのが現状となっています。前回調査(平成17年)と比較すると、ほとんどの項目で「主に女性の役割」の割合が減少し、「男女とも同程度」、「主に男性の役割」、「状況に合わせて」が増加しています。家事・育児・介護の役割分担を男女が共同で受け持つべきと多くの人が思っていますが、現実にはできていない現状があります。

資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査(平成29年7月実施)」

推進項目・施策の方向

● 男女共同参画を目指した家庭教育の充実

男女平等の出発点である家庭生活において、その意識の浸透を図るため、広報・啓発活動の推進や学習機会の提供に努めます。

● 男女がともに参画する家庭づくり

家庭生活の場での、男女のパートナーシップのあり方を考え、家族それぞれが自立を促進し、男女がともに家庭生活を楽しむことができるよう支援します。

● 家庭生活への男性の積極的な参画支援

男性や子どもが積極的に家事に参加できるよう、研修会や講座の開催を推進するとともに、女性に対しても理解を促す取り組みに努めます。

● 男女がともに参画できる地域・ボランティア活動への支援

地域における指導的立場への女性登用を促進し、地域・ボランティア活動での男女共同参画を推進します。また、男性においても地域活動への積極的参加を促進するため、広報・啓発活動、情報提供に努めます。

● 各種団体・市民活動グループ間の交流支援

性別や年齢、活動分野を問わず、団体間の親睦・交流を図る機会を確保し、情報提供を行い、男女共同参画の視点による団体活動を支援します。

● 父親の子育て参加の促進・支援

男性向けの育児に関する研修等の充実を図り、男女共同参画による子育て環境の整備に努めます。また、男性の育児参加に対する理解を促す取り組みを促進します。

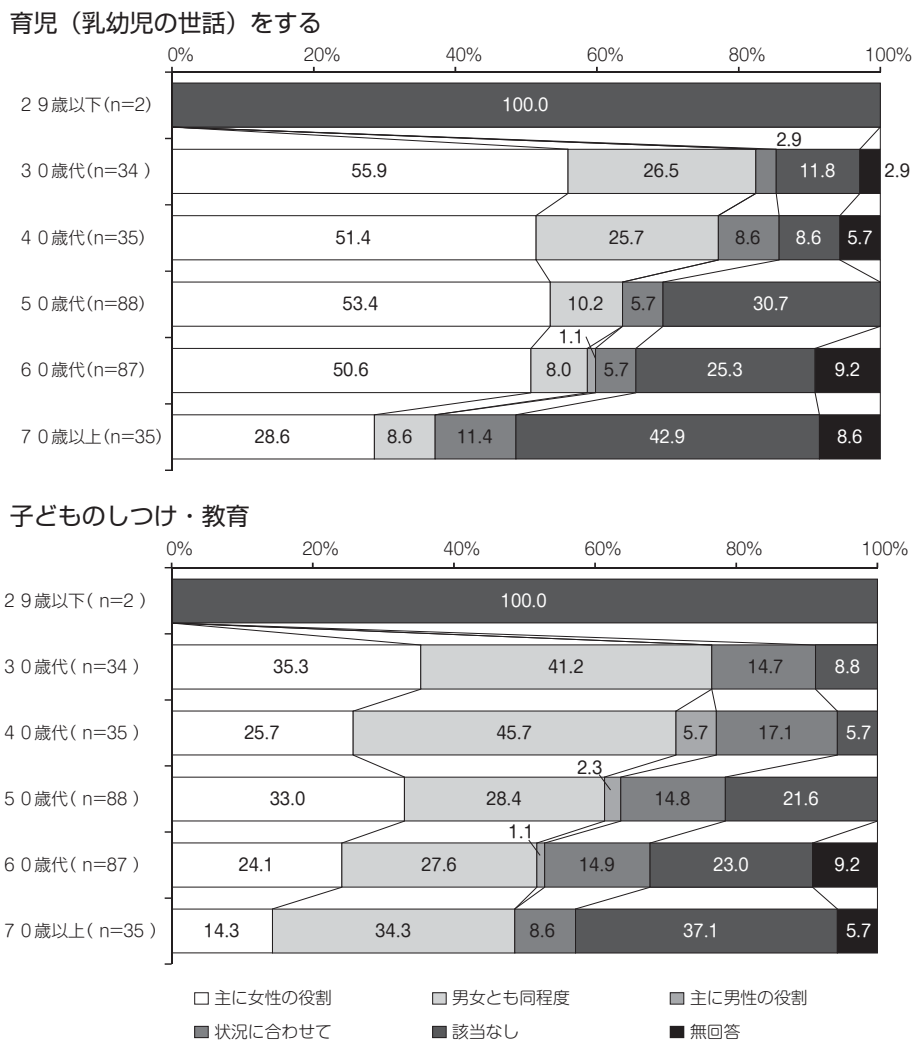
● 地域づくりへの支援

地域の文化や産業に、男女共同参画の考え方を取り入れ、新たな地域づくりを支援し、それらを基盤としながら、地域外組織と交流をすることで、更なる地域活性化を目指します。

重点目標 2-2 安心して子どもを育てることのできる環境整備と子育て支援

家庭内の役割意識として、育児や子どものしつけ、教育の女性にかかる負担は大きく、仕事と子育ての両立を阻害している状況が推察されます。男女がともにその役割を担う為には、安心して子育てができる環境整備や、さまざまなニーズに対応した子育て支援のサービスを充実させることが重要と考えます。それらは、乳幼児期にとどまらず、児童・生徒の健全な育成をめざして、学童保育の充実や地域ぐるみでの安心・安全な子育て支援のネットワークの充実や拡大支援も重要です。また、家族形態が多様化する中、増加するひとり親世帯に対し、生活の安定をサポートし、安心して子育てができる体制を整え、特定不妊治療への経済的支援や相談体制の充実を図り、すべての女性が、自分らしく輝ける社会づくりに努めます。

図表 15 育児や子どもの教育等についての役割分担（年代別）



育児（乳幼児の世話をする）について、多くの年代により「主に女性の役割」となっており、子どものしつけや教育に関しても、共同で担っていく考えが浸透しつつも、女性の役割として担っている人も多く、子育てが女性の負担になっている現状が残る。

資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成 29 年 7 月実施）」

推進項目・施策の方向

● 多様な保育需要への対応

育児における家庭の負担を軽減するため、時間外保育、延長保育、病児保育など、多様な保育ニーズに対応できる環境の整備を推進します。

● 学童保育等の充実

児童の健全育成や、家庭での負担軽減に鑑みた、学童保育の必要性を浸透させ、積極的な設置を推進します。

● 母子保健・医療・福祉サービスの充実

妊娠～出産～育児まで切れ目ない支援、健康診断、保健指導・相談、医療サービスが受けられる施策の推進を図ります。また、特定不妊治療への経済的支援や相談体制の充実を図ります。

● ひとり親家庭等の生活安定への支援

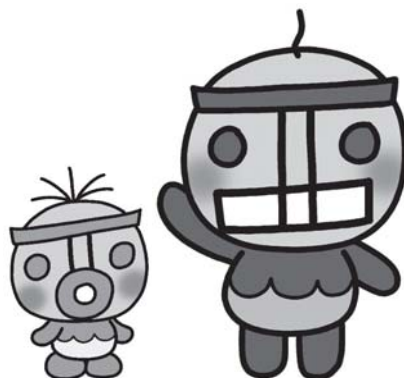
ひとり親家庭等に対して、生活の安定を支援することで、子どもを貧困から守り、安心して子育てができるよう努めます。

● 地域ぐるみの親育ち・子育て支援

近所付き合いや子育てを通して、子どもとともに大人も成長するという意識啓発に努めます。また地域による安心・安全な子育て支援ネットワークの拡大を支援します。

● 住民参画による子どもの居場所・出番づくり

子どもの自立を促進するため、自分たちも社会の一員であるという意識啓発を行います。また、子どもたちが社会貢献できる場の提供と支援を行います。



重点目標 2-3 安心・安全な男女共同参画の地域づくり

現代社会においては地域における人間関係が希薄になってきており、行政と住民とのパートナーシップに基づいたまちづくりや、地域づくりへの積極的な男女共同参画の推進が重要視されています。

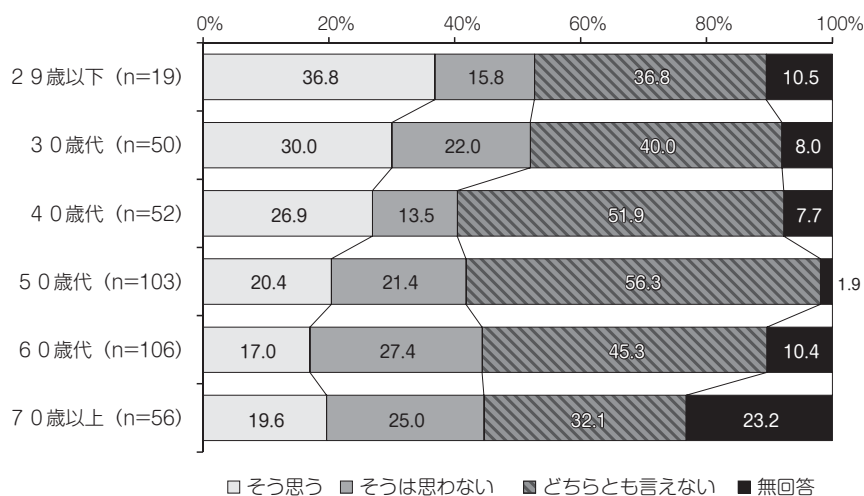
そのような中、今後の取り組みとして阪神淡路大震災や東日本大震災など、未曾有の大災害時に浮き彫りになった、男女のニーズの違いや多様な生活者の視点に配慮した、防災・減災対策や、地域住民の「自助」「共助」の取り組みの重要性に鑑みて、防災に関する政策や方針決定の過程、防災の現場に積極的に女性の参画を促します。また、防災体制の確立には多様な生活者の視点を取り入れ、災害時だからこそ必要な男女共同参画を推進していきます。

その他、地域で暮らす高齢者や、障がい者など、生活上の困難を抱えた方への支援を地域で包括的に行える仕組みづくりを確立し、誰もが安心して地域で暮らせるよう努めます。

地域に暮らすすべての人が、自分らしく生き生きと、安全・安心な生活が送ることができるよう、地域防災、防犯体制の確立や在宅福祉サービスの充実など地域ぐるみで行えるよう支援していきます。

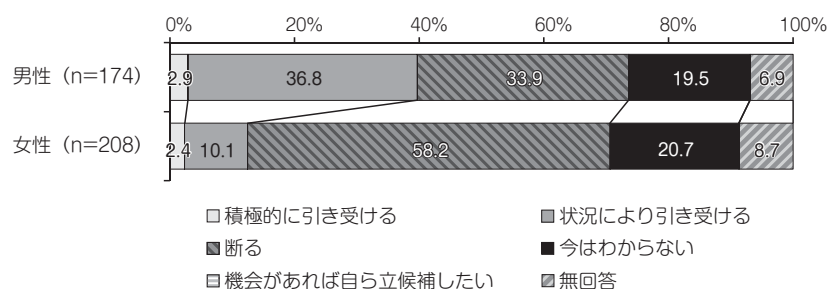
図表 37 女性が活躍すべき分野や役職（年代別）

地域自主防災組織の責任者や代表者



図表 40 就任依頼があった場合の対応（男女別）

地域自主防災組織の責任者や代表者



資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成 29 年 7 月実施）」

推進項目・施策の方向

● 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図ります。防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

● 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備

高齢者や障がい者、介護者をかかえる家族のニーズに合った社会基盤の整備に努めます。

● 在宅福祉サービスの充実・支援

独居世帯や高齢者世帯の自立した生活の安定を福祉サービスの充実とともに図り、地域で包括的な支援ができるよう、努めます。

● 住民参画の防災・防犯対策の推進

防災・防犯への意識啓発や情報提供に努めるとともに、地域住民による防災・防犯体制の強化を支援します。

● 住民参画の助け合いネットワークづくり

地域住民へ的高齢者・障がい者との共生意識の啓発に努め、連携強化を図ります。



重点目標 2-4 教育分野での男女共同参画促進

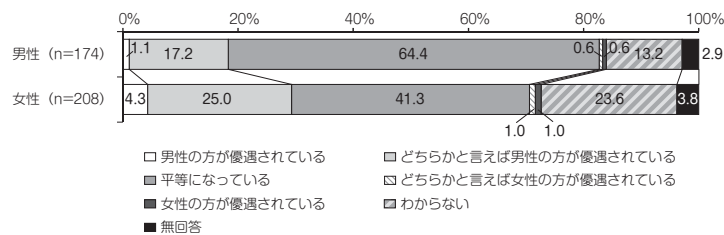
男女共同参画社会の実現と、人権尊重を基盤とした男女平等・自立意識の確立には、人格形成過程において固定的な性別役割意識が形成されないことがないように、発達段階に応じた性差に対する正しい理解と、生命の尊重・人権・男女平等の精神の大切さを教育する必要があると考えます。

西予市の、男女の固定的な性別役割分担意識や、教育現場における男女の平等は、市民アンケートにおいても、まだまだ男性優遇と捉えている意見も多く、人権教育や男女平等の教育の推進に対して支援していくことが大切です。

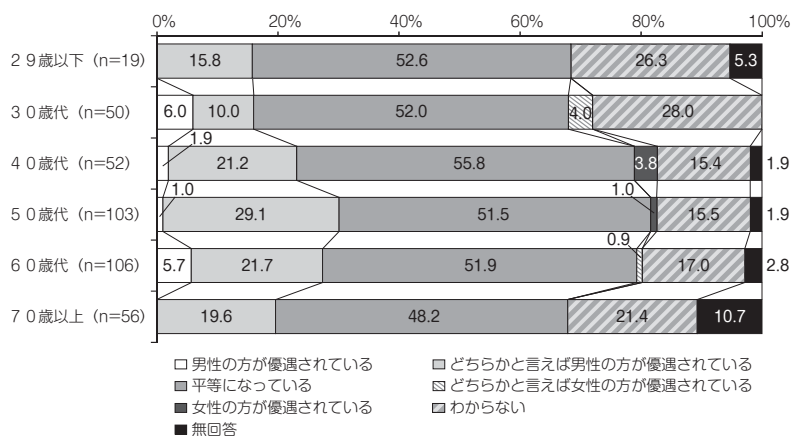
このため、未来を担う子どもが、男女共同参画を正しく理解し、その個性と能力が十分に活かされるよう長期的な視野に立って、学校や家庭における教育・啓発に努めます。さらに、さまざまな情報や誘惑が氾濫する現代社会の中で、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、性や健康に関する正しい理解を促進します。また、子どものみならず、あらゆる世代に対して、男女がともに性別にかかわらず、多様な選択肢を可能にする学習の機会を提供し、自らの意識と能力を高め、あらゆる分野で活躍できる環境の整備に努めます。

図表 6、図表 7 男女の平等について

学校（教育現場）の中で（男女別）



学校（教育現場）の中で（年代別）



教育の現場における男女の平等について、平等になっていると感じる人は、あらゆる年代においてほぼ半数を占めており、教育の過程においては男女平等の理念を基盤として進められていることが伺えるが、依然として男性優遇と感じる人の割合も多く、女性優遇と感じている意見もあるため、性差に対する正しい理解や、男女平等や共同参画について引き続き取り組む必要がある。

資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成 29 年 7 月実施）」

推進項目・施策の方向

● 生涯学習の共同参画の人づくり

多様な選択を可能にする学習の機会を提供し、生涯にわたる自主的、積極的な自己学習を支援することで、社会づくりに還元される「生涯学習社会」を目指します。

● 青少年に対するいのち・性に関する教育、学習の推進

生命の尊重・人権・男女平等の精神に基づき、子どもたちに対し、自分自身を大切にし、相手を思いやる教育を推進し、性差に対する正しい理解を深め、青少年健全育成に努めます。

● 高齢者の生きがい支援

高齢者がその意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の世代とともに社会を支える重要な一員として、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、さまざまな形で充実した生活を実現できるよう、高齢者の社会参画の機会の提供や環境の整備を図ります。

● 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

発達段階に応じた、個人の尊厳・男女平等に関する教育を推進し、人権尊重・男女の相互理解と協力の重要性についての指導を図り、男女共同参画意識の育成に努めます。



第4章

主要課題3 ～女性活躍推進計画として位置付け～

意思決定の場への女性の参画拡大

～一人ひとりの意見がとどくまちづくりを目指して～

- 重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 重点目標2 地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大
- 重点目標3 あらゆる分野での女性の活躍支援

第4章 意思決定の場への女性の参画拡大

～一人ひとりの意見がとどくまちづくりを目指して～ 【女性活躍推進計画として位置付け】

男女がともにその個性と能力を発揮し、いきいきと自分らしく暮らせる社会を形成するためには、多様な考え方を活かし、新たな視点や発想を取り入れることが重要です。そのためには、女性の意思決定の場への参画支援や、あらゆる分野における活躍支援は積極的に取り組んでいくべき課題と考えます。これまで、女性の社会的・経済的地位の向上を目指してポジティブアクション*（積極的改善措置）を行って参りましたが、根強く残る固定的性別役割分担*意識や、経験やロールモデル*の不足、仕事と家庭の両立に対する環境整備が不十分であることなどが要因となり、女性の意見が十分に反映されていないのが現状です。

特に政策や、管理職、指導的地位など責任の重い意思決定については、未だ大部分を男性が担っており、女性が政策・方針決定の場へ積極的に参画する上で必要な、知識や能力を身につけられるよう、学習機会や情報の提供、交流の推進などを積極的に行う必要があります。また、経験不足や支援体制が不十分であることから、女性自身が「指導的立場」に立つことを敬遠する傾向もあるため、女性の参画促進の重要性・必要性についての理解を図る啓発を進めるとともに、意欲のある女性に対しては能力開発の支援や情報の提供を行います。

(※ P102～P105 用語解説参照)

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

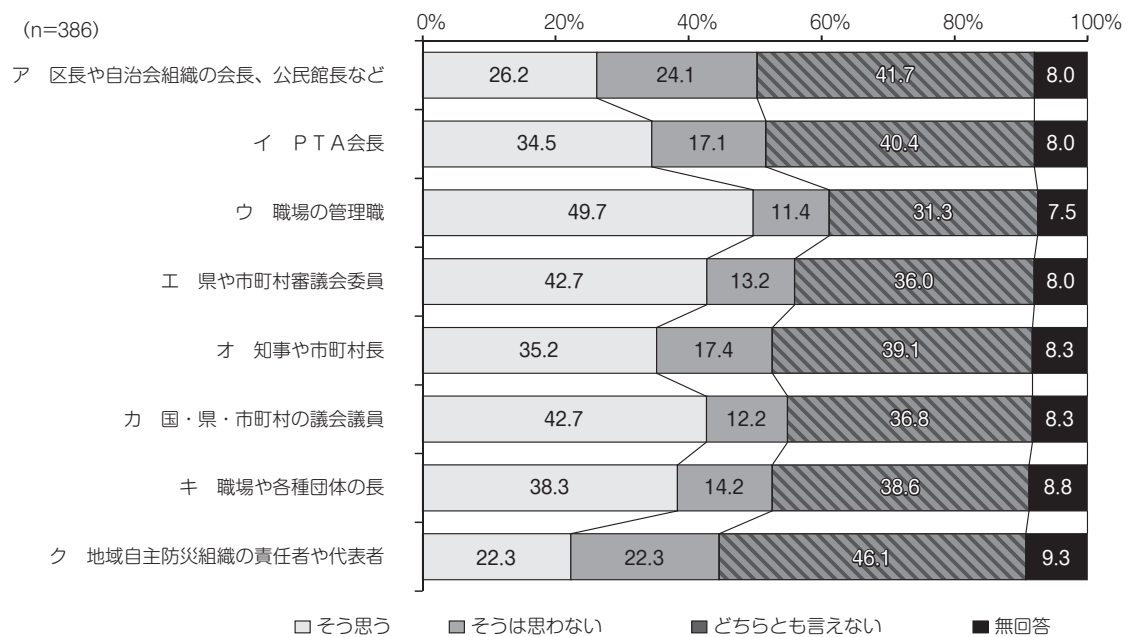
(「男女共同参画社会基本法」第5条)

重点目標 3-1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女が喜びも責任も分かち合い、互いにその人権が尊重される男女共同参画社会の形成を図っていく上で、政策・方針決定過程への男女共同はその基盤をなすと言えます。また、豊かな未来を切り開いていくためには、多様な考え方を活かしていくことが求められており、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が重要と考えます。

市民意識調査においても、女性がもっと活躍すべき分野や役職について、「職場の管理職」、「県や市町村審議会委員」、「国・県・市町村の議会議員」など、政策や方針決定の場へ女性の参画が必要であるとの意見が多く見られます。今後市民のニーズに合った施策を進め、男女共同参画社会を実現するためには、市民の約半分を占める女性の意見を積極的に活かしていくことが不可欠であり、その必要性について、社会全体で認識する必要があります。

図表 35 女性が活躍すべき分野や役職（全体）



女性がもっと活躍すべき分野や役職についてたずねたところ、「そう思う」の割合が高い役職は「職場の管理職」、「県や市町村審議会委員」、「国・県・市町村の議会議員」などとなっています。一方、「どちらとも言えない」の割合が高い役職は「地域自主防災組織の責任者や代表者」、「区長や自治会組織の会長、公民館長など」、「PTA会長」などの地域活動が多く、地域活動の場ではまだまだ男性中心の意識が根強いものと考えられます。性別でみると、すべての項目で男性の方が「そう思う」の割合が高く、特に地域活動の場では女性が活躍するのに積極的でない状況がうかがえます。

資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成 29 年 7 月実施）」

推進項目・施策の方向

● 政策・方針決定過程・審議会等への女性の積極的登用

行政と企業、団体、その他関係機関と連携を図り、ポジティブ・アクション*（積極的改善措置）の導入や公募等を促進することで、女性の登用率の向上を目指します。

● 各分野における女性の活躍機会の拡充

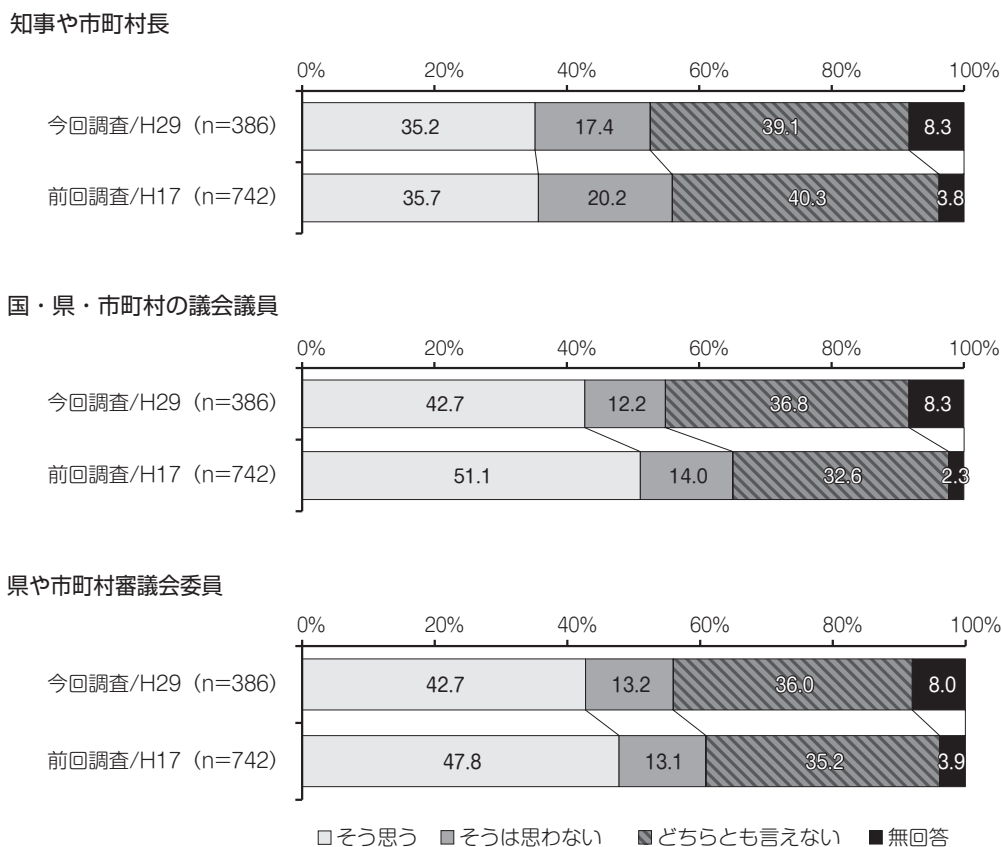
政治・経済・地域等の分野における、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を広く働きかけ、多様な視点が反映される社会づくりを目指します。

● 女性が参画しやすい体制の整備

あらゆる社会活動の選択において、男女がともに対等な立場で参画できるよう、制度・慣行の見直しを行います。

（※ P102～P105 用語解説参照）

図表 38 女性が活躍すべき分野や役職（前回との比較）



資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成29年7月実施）」

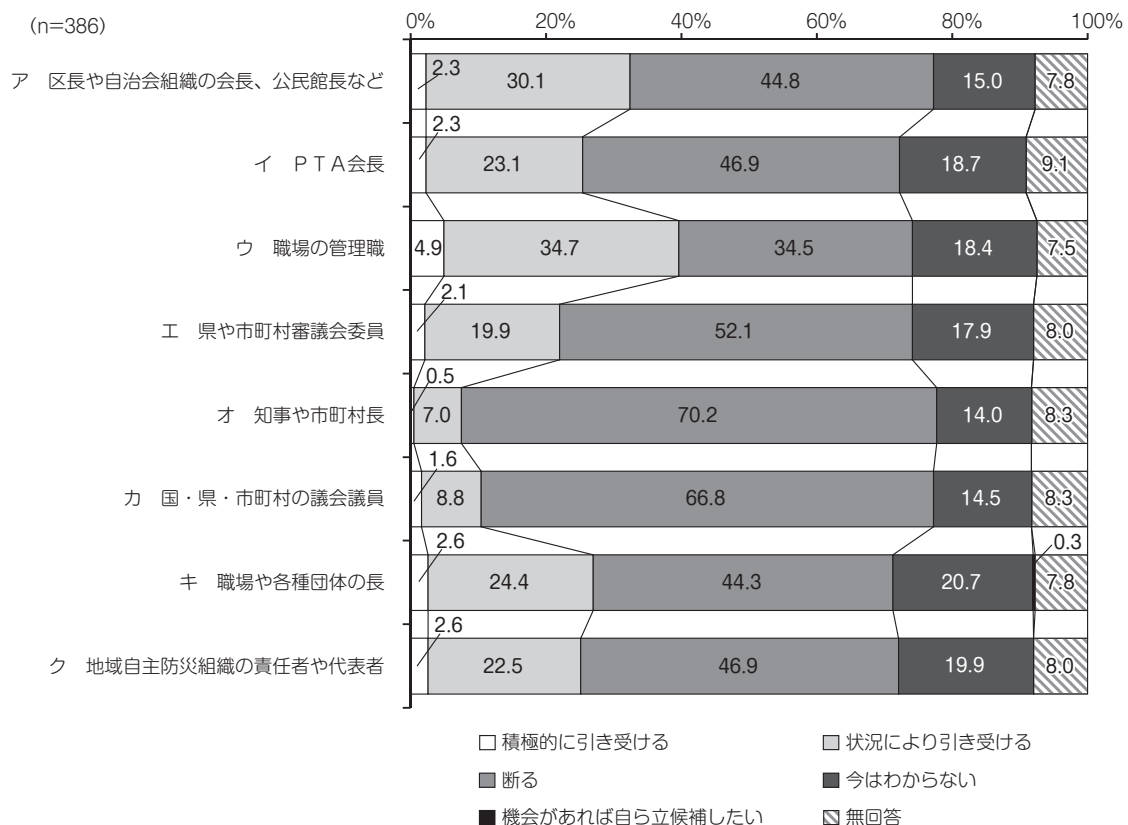
重点目標 3-2 地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大

多様な地域課題を解決し、地域活動の活性化や、地域力の向上を目指すために、地域活動や団体活動において、男女共同参画を推進していくことが大切です。しかし実際には、「区長や自治会組織の会長、公民館長」、「PTA会長」などの地域活動の場ではまだまだ男性中心の意識が根強く残り、女性の参画が進んでいません。自治会や婦人会などの地域活動においては、多くの役割を女性が担っている現状がありながらも、リーダーや意思決定は男性が努め、女性は補助的な役割にまわることが多いのも事実です。女性も男性同様リーダーシップを取ることで、多様な意見を反映させ、よりよい地域社会を築くことができるよう取り組みます。

また、職場においても、女性がその能力と個性が十分に発揮できるよう、行政自ら働き方や各種制度の見直しを行いながら、特定事業主行動計画*に基づいた女性の参画拡大に努めるとともに、行政から一般事業所へと意識改革・ポジティブアクションの波及に努めます。

(※ P102～P105 用語解説参照)

図表 39 就任依頼があった場合の対応（全体）



就任依頼があった場合に「積極的に引き受ける」、「状況により引き受ける」と回答した割合は、すべての項目で男性の方が高くなっています。これは、女性が意思決定過程への参画に積極的でないのと同時に、古くからの慣習や固定的な性別役割分担意識、家庭での家事負担の問題も大きいと考えられます。

資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成 29 年 7 月実施）」

推進項目・施策の方向

● 行政における女性の参画拡大

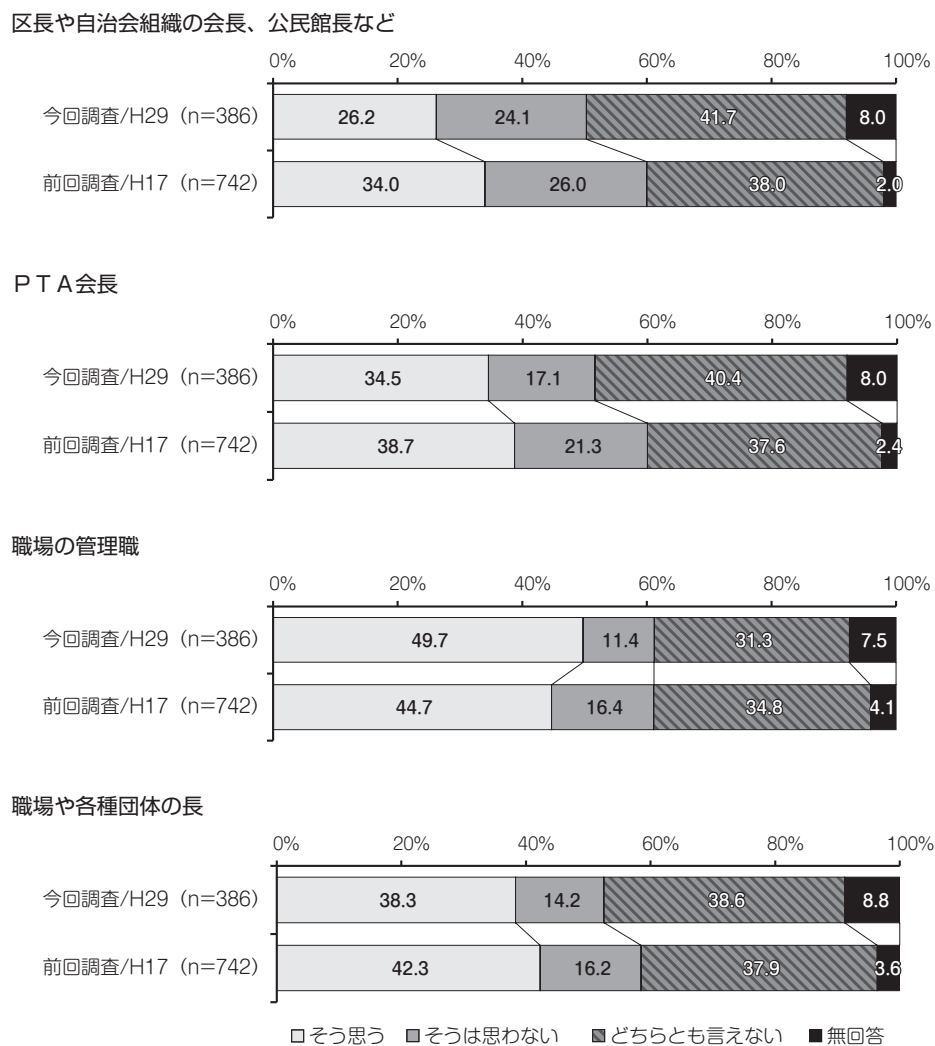
西予市の特定事業主行動計画に基づきながら、子育てを行う女子職員の活躍推進に向けた取り組みや、女性管理職の積極的登用やそれにかかる支援などを促進します。

● 民間事業所における女性の参画拡大支援

行政から発信するポジティブ・アクション*（積極的改善措置）を、民間事業所へも波及できるように、取り組みます。

（※ P102～P105 用語解説参照）

図表 38 女性が活躍すべき分野や役職（前回との比較）



資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成 29 年 7 月実施）」

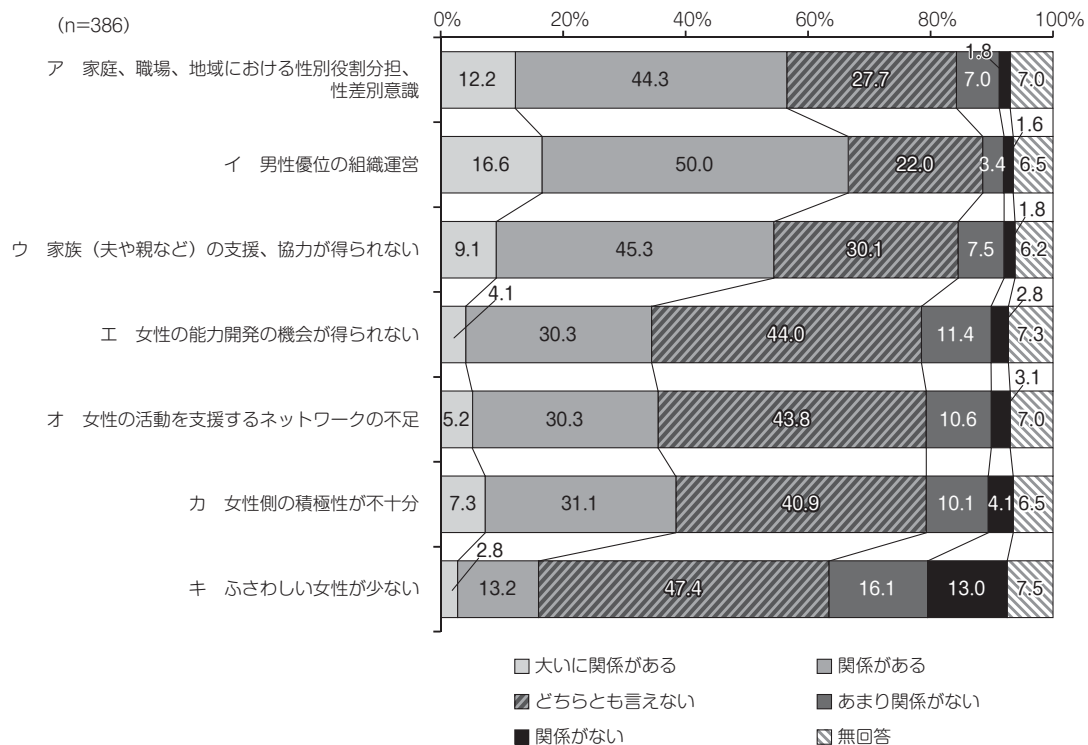
重点目標 3-3 あらゆる分野での女性の活躍支援

女性があらゆる分野における活動に、積極的かつ主体的に参画し、ともに個性と能力を十分に発揮し、持続可能で活力ある社会を実現するためには、女性の置かれている現状や活躍推進に関する課題を把握し、その問題のみならず女性自身の意識をも変えていく必要があります。

また、意欲と能力のある女性に対しては、新たなステップアップのためのチャレンジを支援したり、多様な選択を可能にする生涯学習や能力開発の機会を確保したりと、多様な人材の能力の活用等の観点から重要な担い手としての女性の役割を認識し、女性の活躍の機会を拡大していくことが必要であると考えます。そのためには、家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別意識の解消や、女性自身の意識や行動の改革を促す必要があります。

女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであることに鑑みれば、男女共同参画社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍を推進していかなければならないと考えます。

図表 31 女性の社会進出での問題点（全体）



女性の社会進出への妨げとなるものは、「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別意識」、「男性優位の組織運営」、「家族（夫や親など）の支援、協力が得られない」が「関係がある」と回答した割合が5割以上となっています。人口減少時期に入り、経済社会の構造の変化、非正規労働者の増大、社会保障の持続可能性の不安など課題が山積する中で、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。男女がともにさまざまな分野に参画できるようにするためには、さまざまな分野の意思決定過程への女性の参画を促進するとともに、市も率先して女性の登用拡大を推進するなど、人材の育成に力を入れる必要があります。

資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成 29 年 7 月実施）」

推進項目・施策の方向

● 女性のチャレンジ支援

新たなステップアップを目指したり、中断していた社会活動を再開したりする、女性が活躍するための多様なチャレンジを支援します。

● 女性の人材の発掘と育成

柔軟で弾力的な人材登用を促進するとともに、より多様な人材発掘～確保体制の構築と、人材育成や教育の為に研修会を開催します。

● 各種女性団体等の連携・ネットワークの充実

市内女性団体の活動の活性化、参画分野の拡大支援を図るため、積極的な情報提供や、学習機会の確保に努め、女性団体のエンパワーメント*を目指します。

● 多様な選択を可能にする生涯学習の確保

多様な働き方、暮らし方に沿った、高度化した学習の機会を提供し、生涯にわたる社会参画促進の支援を行います。

● 女性の能力開発（エンパワーメント）等の支援

女性が多様な能力を身に付け、積極的に社会に参画できる条件整備のため、能力開発を支援します。

(※ P102～P105 用語解説参照)

市民の声

男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査より

※女性の学習する場を作ってほしい。女性だからと言って身を引かず、積極的に前向きに考えるように。
60歳代 女性

※各団体に入会されていない方が多いので、加入をして団体の良い所を知っていただきたい。
70歳代以上 女性

※その時々状況に合わせた知識等を教育するべき。
60歳代 女性

※わが家の家庭環境、自分自身の意識の低さ、無知、置かれた職場環境にも疑いを持たず、従順、こんなものだとあきらめ…云々。今からの若い世代は男女共同参画社会となり、お互いを認め合い、よい家庭・社会を築いてほしい。
60歳代 女性

第5章

主要課題 4 ～女性活躍推進計画として位置付け～

男女がともに働きやすい環境づくり

～一人ひとりが、なりたい自分になれるまちづくりを目指して～

- 重点目標 1 雇用の分野での男女均等な機会と待遇の確保
- 重点目標 2 多様な働き方を可能にするための条件整備
- 重点目標 3 農林水産・商工自営業における男女共同参画の促進
- 重点目標 4 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる条件の整備

第5章 男女がともに働きやすい環境づくり

～一人ひとりが、なりたい自分になれるまちづくりを目指して～ 【女性活躍推進計画として位置付け】

女性の社会進出が進み、それに伴って、「男女雇用機会均等法^{*}」や「育児・介護休業法^{*}」の改正など、労働に関する法の整備などが行われ、男女が平等に働くことができる環境の整備が進められてきました。しかしながら実際には、市民意識調査の結果からもわかるように、「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別意識」や「男性優位の組織運営」、「家族（夫や親など）の支援、協力が得られない」など、女性の社会進出にはさまざまな課題があります。また、正規社員とパートタイム労働などの非正規社員間では賃金や休暇などの待遇面の格差もあり、多様な労働形態で働く労働者に対する支援も必要になっています。

就業は、私たちの日常生活の経済的基盤を形成する重要な分野であり、労働は家庭生活や社会を営む上で欠かすことのできない大切な責任ある社会活動です。そのため、働きたい人が、性別や年齢、障がいの有無に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮して働くことができる社会づくりは、少子高齢化に伴う人口減少、労働力不足が懸念される現状に鑑みても、条件の整備や働き方改革の推進等は、今後取り組んでいくべき事柄と考えます。

また、西予市は、多様な地形と自然環境を活かしたさまざまな産業が盛んです。農林水産業・商工自営業におけるパートナーシップの確立や、後継者、女性起業家の育成など、多様な分野においての、男女がともに働きやすい環境づくりに努めます。

(※ P102～P105 用語解説参照)

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

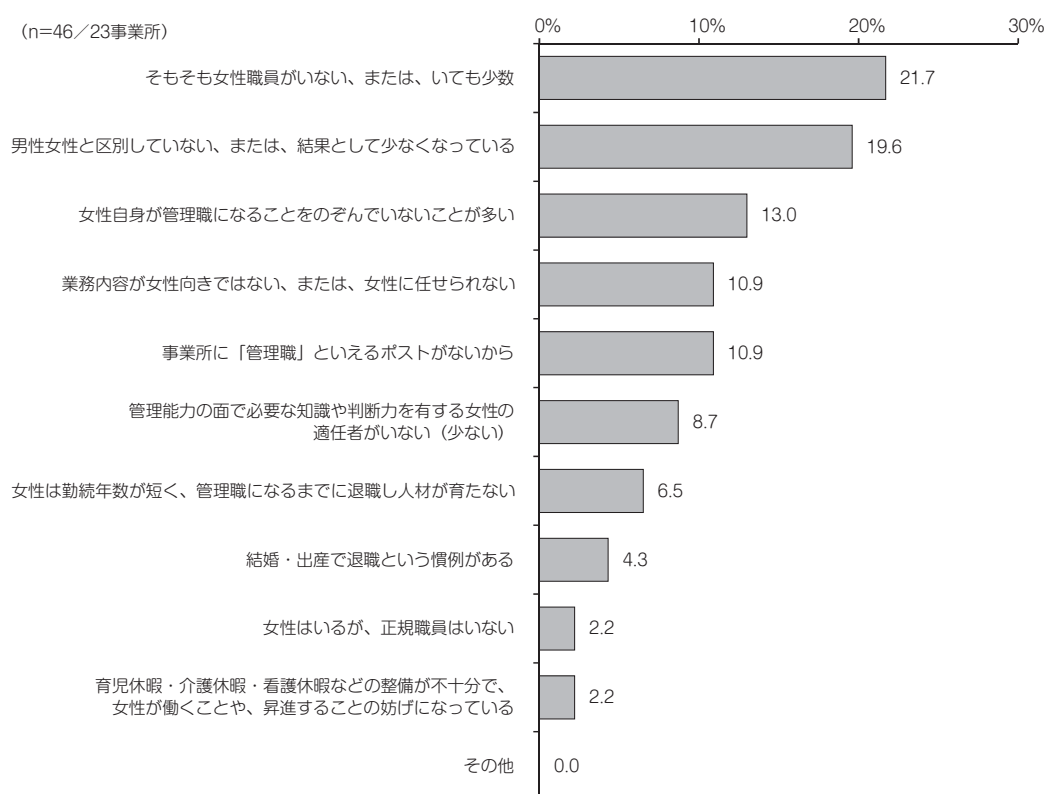
(「男女共同参画社会基本法」第4条)

重点目標 4－1 雇用の分野での男女均等な機会と待遇の確保

人口減少や少子高齢化が進み、社会全体で労働力や生産性の低下が懸念されている現在、これまで活かしきれていなかった「女性の力」が注目されています。また、男女雇用機会均等法[※]の改正や、女性活躍推進法[※]の制定など、女性の活躍は、まさに国の成長戦略として位置付けられています。特に、職業生活における女性の活躍促進は国や自治体、企業などでも積極的に進められており、多様な人材の活躍を通して労働力の確保につなげていくことが期待されます。しかし、そのような取り組みや理想とは裏腹に、未だに多くの女性が家庭生活・育児あるいは介護と仕事の両立や、女性が勤務する職種や雇用形態の役割が固定的で、その能力が十分発揮できていないとは言えません。今後、女性活躍を推進していくためには、女性の活躍が企業の発展の鍵であるという共通認識を社会で醸成しつつ、家族、同僚、経営者への意識改革の促進や、環境整備が必要と考えます。また、性差にとらわれない、個人の意欲や能力を活かした雇用の取り組みを支援するよう努めます。

(※ P102～P105 用語解説参照)

図表 67 女性管理職が少ない理由（全体／複数回答）



管理職及び中間管理職の女性割合が1割未満の事業所は「そもそも女性職員がいない、または、いても少数」、「男性女性と区別していない、または結果として少なくなっている」といった理由が多く、もともと女性が少ない職場も多くあり、管理職になれる女性が少ない状況がうかがえます。

資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成29年7月実施）」

推進項目・施策の方向

● 男女均等な雇用の機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法^{*}に基づく行政指導により、男女の均等な雇用機会と待遇の確保に取り組み、企業における積極的登用を進める取り組みを促進します。

● 女性の雇用機会と就業分野の拡大

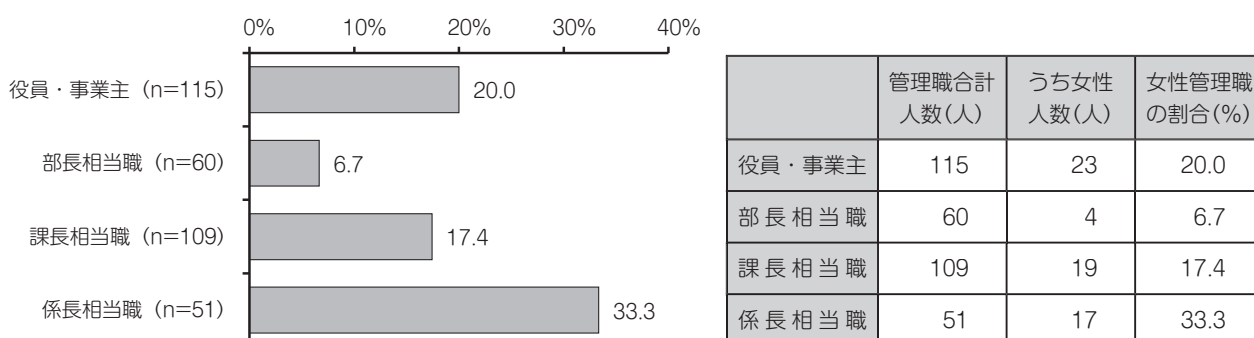
女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修機会の充実を図ります。

● ポジティブアクション^{*}（積極的雇用支援）の導入促進

女性がスキルアップを図りつつ活躍できるようポジティブ・アクションに取り組む企業を支援し、先進的な事例の収集・情報提供を行います。

（※ P102～P105 用語解説参照）

図表 66 事業所の管理職の人数について（全体）



事業所において男女共同参画（女性活躍）推進を積極的に進めるにあたって、今後取り組んでいこうとされていること、また、それについての課題や自由意見

※男女について、差別は全くしていない。本人が意欲と能力を発揮してくれる事を望む。職場を選ぶ時点で女性は女性として働きやすい所を選んでいるはず。弊社には特に製造現場では入社しても長続きしない。
運輸業

※男女差別を無くす。
製造業

※個人面接を定期的に行い、意識を持たせる。
医療・福祉

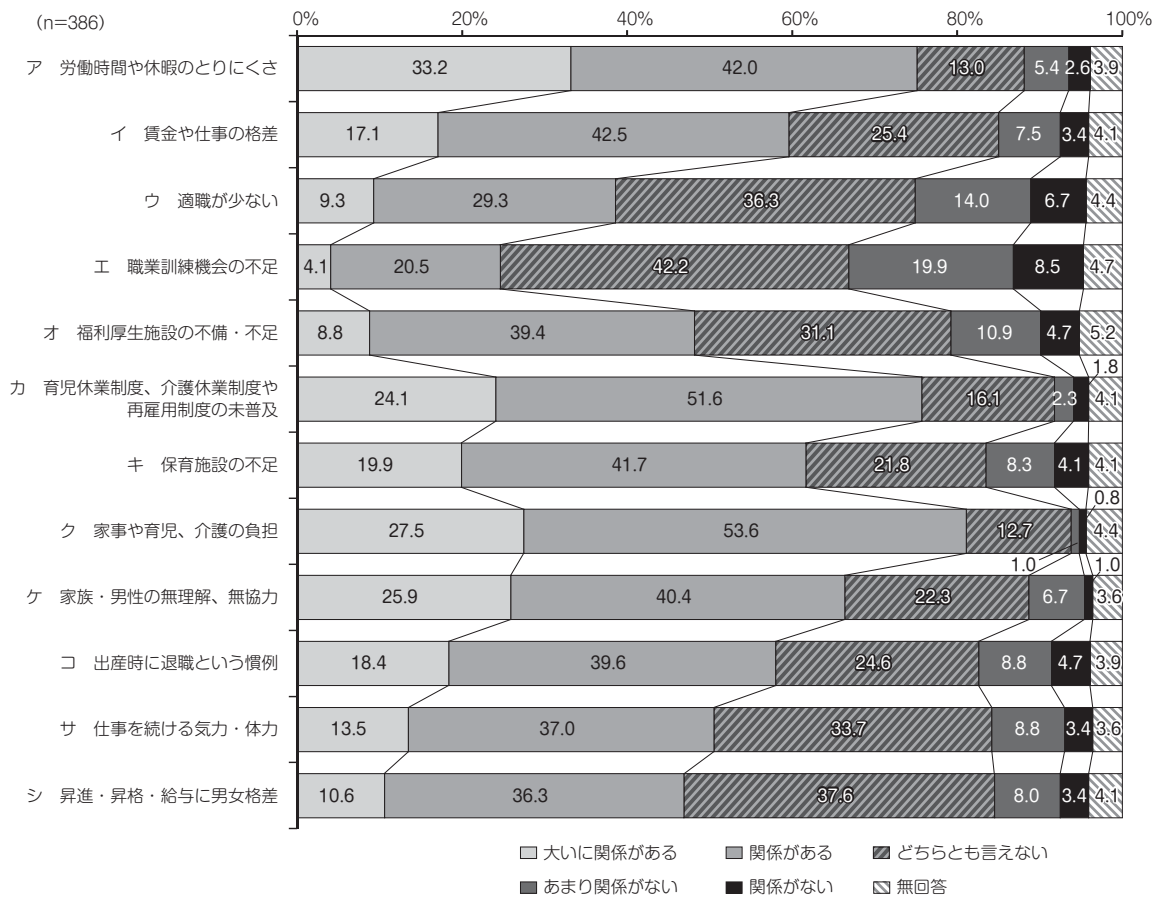
※特に感じたことは無い。女性社員は2名であるが、男女の関係なく技術も発揮しているし、男性社員も男女こだわることなく、相談、依頼もされている。男女共同参画というが、女性らしさは仕事上あまり必要がないと思うし、女性として扱うと甘えが出る。共同と思うならば、仕事上同類であるべき。
製造業

資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成29年7月実施）」

重点目標 4-2 多様な働き方を可能にするための条件整備

現在、人口減少や少子高齢化が急速に進み、人材の確保、育成、定着が困難な状況にある事業所が増えてきています。これらの問題は、生産性の低下による企業の活力や地域経済の低迷を招いており、現在、新たな労働力として女性や高齢者、外国人など多様な人材に期待が集まっています。しかしながら、仕事と家庭の両立の難しさ、周囲の無理解、賃金の格差など、多くの課題があり、その多様な能力が十分に活かされていない現状があります。今後、持続的な経済の成長と、男女共同参画社会の実現のためには、働く意欲のある人材が、自分のライフスタイルに合わせて仕事と生活の調和を図りつつ、多様な働き方が自律的に選択できるよう、職務や能力に応じた適切な処遇と労働条件の確保に努める必要があります。

図表 25 女性の就業の妨げとの関連性（全体）



女性の就業への妨げとなるものは、「労働時間や休暇のとりにくさ」、「賃金や仕事の格差」、「育児休業制度、介護休業制度や再雇用制度の未普及」、「出産時に退職という慣習」といった事業所の問題や、「保育施設の不足」といった行政サービスの問題、「家事や育児、介護の負担」、「家族・男性の無理解、無協力」といった家庭の問題などさまざまです。また、前回調査（平成 17 年）と比較すると、雇用条件等の男女格差は以前より減少していますが、「労働時間や休暇のとりにくさ」が増加しています。

資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成 29 年 7 月実施）」

推進項目・施策の方向

● 育児・介護休業制度の普及と実施の徹底

働き方の見直しを促進し、育児・介護休暇を取得しやすく環境を整備するため、広報、啓発、学習の機会の提供に努めます。

● 安心して出産・子育てができる職場環境の整備

女性労働者の母性保護及び母性健康管理について周知徹底を図り、産後も引き続き、その能力を十分に発揮する機会を確保するための職場環境の整備を推進します。

● パートタイマー・非正規労働者・家庭内労働者・派遣労働者等の労働条件の向上

正規・非正規との待遇の格差解消を図るため、意識啓発を行うとともに、意欲と能力に応じて非正規から正規への転換や、個人の生活環境にあった多様な働き方が選択できるよう働きかけます。

● 再雇用制度・再就職制度への支援制度の確立

育児等を理由に離職した女性の復職支援について、積極的な取り組みを促進します。

● 多様な就業形態の確保と労働条件の整備

働き方の見直しを進め、個人のライフスタイルに配慮した労働条件の改善を促進します。

● ワーク・ライフ・バランスの推進と働き方の見直し

多様な働き方の実現のために、制度の見直し、風土の見直しを促進し、理解を求めるための啓発や研修の場を提供します。

図表 43 職業生活と家庭生活の両立に必要なこと（全体）

※順位の算出方法 各選択肢における回答数を次の方法で点数化

$$\left[\begin{array}{l} \text{「1番目に必要」の回答数} \times 3 \text{点} \\ \text{「2番目に必要」の回答数} \times 2 \text{点} \\ \text{「3番目に必要」の回答数} \times 1 \text{点} \end{array} \right] \quad \text{総合得点が高いほど必要とされている項目となる}$$

	保育施設の開所率 や休日預かり	育児休業や介護休業 を取得しやすい職場 環境の整備	育児休業や介護休業 の経済的支援	在宅勤務やフレック スタイム制の柔軟な 働き方	非正規雇用やパート タイマーの待遇改善	再就職に対する支援 の充実	職業訓練機会の充実	介護サービスの充実	男女がともに仕事と 家庭を両立していく ことに対しての、周 囲の理解と協力	その他
1番目に必要（×3点）	132	339	90	36	99	48	0	57	267	9
2番目に必要（×2点）	44	184	98	72	134	72	8	50	46	2
3番目に必要（×1点）	32	35	49	42	45	36	7	38	70	2
総合得点	208	558	237	150	278	156	15	145	383	13

<単位：点>

※ は必要だと思う順位における上位

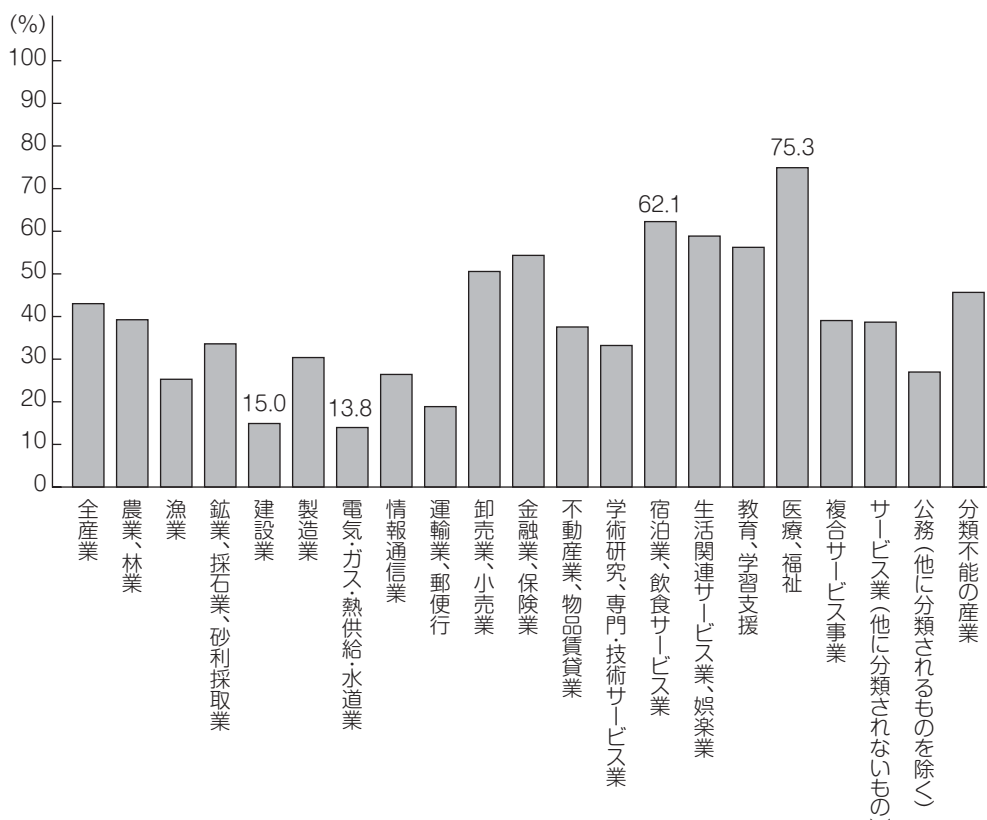
資料「男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査（平成29年7月実施）」

重点目標 4－3 農林水産・商工自営業における男女共同参画の促進

西予市は、海拔0メートルから1,400メートルの標高差と、愛媛県で2番目の広さを誇り、温暖な気候と宇和海の豊かな海や、内陸部の盆地に広がる農地や丘陵地など、地域固有の自然や伝統文化を活かしながら営んできた、独自の農林水産業を発展させています。また、市内には建設業や製造業の事業所も多く存在し、農林水産業と合わせて商工自営業は地域を支える基幹産業として大きな役割を担っています。そのような中、農林水産業における生活に密着した発想力は、地域産業の発展に寄与し、今後も大きな期待が寄せられています。しかし、その能力は女性自身の経営参画には繋がらず、多様な人材が活躍できる農林水産業経営には至っていません。この分野における女性活躍の為に、従来からの伝統的な就労形態や慣習を見直し、また、女性リーダーの育成やネットワークの活性化を図る取り組みを推進して行く必要があると考えます。

2014年に実施した農林水産省の調査によれば、全農業従事者数227万人のうち約50%にあたる114万人は女性であるという結果に鑑みれば、行政や企業が経営の発想転換を求められているように、農林水産・商工自営業の分野においても、男女共同参画意識を高め、よりよいパートナーシップによる経営、また労働条件の整備や人材の確保や育成に努め、さらに活力ある地場産業の発展を目指していきます。

産業別就業者の女性比率



資料 「総務省 労働力調査（平成27年）より作成」

推進項目・施策の方向

● 男女共同参画の視点に立った労働条件の改善

活力ある農林水産・商工自営の発展のため、女性の社会参画・経営参画を推進します。

● 女性の技術・経営能力向上と経営参画の推進

女性の知識や技術の向上、経営能力の取得のための研修や交流を促進し、起業を目指す女性に対しては、情報の提供や、相談体制の充実などを図ります。

● 意識改革と方針決定の場への女性の参画拡大

女性の役割を適正に評価し、農林水産・商工自営の分野での参画を拡大するため、意識改革の啓発につとめ、能力に応じた登用について促進します。

● 積極的な後継者育成支援

新規就業者や担い手に対する経営者による経済的育成支援、消費者との交流や異業種間での交流など、あらゆる角度からの連携を促し、女性後継者の育成支援に努めます。

● 女性組織の育成と活動支援

農林水産・商工自営の女性リーダーのネットワークを活性化させ、先進的な取り組みや、知識・技術などの情報交換などを行い、組織の育成を支援します。

市民の声

男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所意識調査より

※現在は、育休などの制度がある職場では仕事を続けることができるが、中小企業ではまだそういう制度を取り入れてないところがあるようで、育児休暇がないので子どもができたなら辞めなければならぬという声を聞いた。 60歳代 女性

※男性の、女性に対する理解不足。 70歳以上 女性

※周りの理解、社会の理解が必要。 50歳代 男性

※女性の方が熱意を持って働く場を確保できる社会であるかどうか。賃金・家計のためだけに社会に出るのでは全く重用されない。 30歳代 男性

※女性、男性、子育てをされている方など、もう少し働ける場所を作ってほしいです。昔の考え方が多いのでなかなかですが、今を見てほしいです。昔はそれでもできたけど…とよく言われます。昔は昔のやり方、今は今のやり方があるのを分かってほしいです。昔のいいことは今でもしていることが多いので…。 30歳代 女性

重点目標 4－4 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる条件の整備

障がいの有無や年齢などに関わらず、誰もが就業をとおして社会参加ができる共生社会を目指すことは、人口減少問題に関連した労働力不足を解消するとともに、社会の担い手としての役割と責任を果たしつつ、一人ひとりが個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の推進において、積極的に取り組む必要があると考えます。

障がい者や高齢者の就労意欲は近年、着実に高まってきており、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような環境の整備が必要です。

障がい者の雇用対策としては、障がい者雇用促進法基*づき、事業所への働きかけを推進するとともに、障がい者本人に対しては、それぞれの特性に応じたきめ細やかな支援を推進する必要があります。

障がいの有無や、年齢などにとらわれず、それぞれが同様に、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、安心して働くことのできる条件や環境の整備を推進し、この取り組みに理解を求め、男女共同参画の視点に立った、「心のバリアフリー化」を促進していきます。

(※ P102～P105 用語解説参照)

愛媛県における平成 29 年 障がい者雇用状況の集計結果 (平成 29 年 6 月 1 日現在)

<民間企業> (法定雇用率 2.0%)	
・雇用障がい者数は 3,366.0 人、対前年 7.0% (219.0 人) 増加	
・実雇用率は 1.97% (対前年比 0.1 ポイント上昇) 【全国第 3 2 位 (同率)】	
・法定雇用率達成企業の割合は 54.2% (前年比 2.5 ポイント上昇) 【全国第 3 5 位】	
<公的機関> (法定雇用率 2.3%、都道府県等の教育委員会は 2.2%) ※ () は前年の値	
・県の機関：雇用障がい者数 132.0 人 (129.0 人)、実雇用率 2.39% (2.34%)	
・県教育委員会：雇用障がい者数 197.0 人 (191.0 人)、実雇用率 2.31% (2.22%)	
・市町等の機関：雇用障がい者数 364.0 人 (360.0 人)、実雇用率 2.54% (2.51%)	
<独立行政法人等> (法定雇用率 2.3%) ※ () は前年の値	
・雇用障がい者数 57.0 人 (54.0 人)、実雇用率 2.58% (2.49%)	

障がい者実雇用率の推移

年	企業数	常用労働者数(人)	障がい者数(人)	実雇用率(%)	同左(全国)	法定雇用率達成企業割合(%)	同左(全国)
平成 25	889	160,848.5	2,789.0	1.73	1.76	43.9	42.7
平成 26	902	160,583.0	2,793.5	1.74	1.82	47.0	44.7
平成 27	911	163,940.0	2,979.5	1.82	1.88	48.6	47.2
平成 28	920	168,288.5	3,147.0	1.87	1.92	51.7	48.8
平成 29	933	170,792.0	3,366.0	1.97	1.97	54.2	50.0

資料 平成 29 年 12 月愛媛県労働局発表 障がい者雇用状況の集計結果より

推進項目・施策の方向

● 高齢者や障がい者等の雇用の場の促進

あらゆる年代や障がいの有無に関わらず働き続ける環境の整備を行い、受け入れの支援についても推進します。

● バリアフリー※、ユニバーサルデザイン※の導入促進

あらゆる年代や障がいの有無に関わらず働き続ける環境の整備として、職場環境におけるバリアフリー化を支援し、ユニバーサルデザイン※の導入を促進します。

(※ P102～P105 用語解説参照)

愛媛県における平成 29 年高齢者の雇用状況の集計結果

< 定年制の廃止および 65 歳以上定年企業の状況 >

定年制の廃止および 65 歳以上定年企業は計 363 社(対前年差 54 社増加)、割合は 21.0%(同 2.5 ポイント増加)
このうち、

- ①定年制の廃止企業は 50 社 (同 6 社増加)、割合は 2.9% (同 0.3 ポイント増加)、
- ② 65 歳以上定年企業は 313 社 (同 48 社増加)、割合は 18.1% (同 2.2 ポイント増加)

【定年制の廃止企業】

- ・ 中小企業では 50 社 (同 6 社増加)、3.1% (同 0.2 ポイント増加)
- ・ 大企業では 0 社 (同変動なし)、0.0% (同変動なし)

【65 歳以上定年企業】

企業規模別に見ると

- ・ 中小企業では 303 社 (同 46 社増加)、19.0% (同 2.3 ポイント増加)
- ・ 大企業では 10 社 (同 2 社増加)、7.4% (同 1.4 ポイント増加)

また、定年年齢別に見ると

- ・ 65 歳定年企業は 272 社 (同 32 社増加)、15.7% (1.3 ポイント増加)
- ・ 66 歳以上定年企業は 41 社 (同 16 社増加)、2.4% (0.9 ポイント増加)

< 希望者全員 66 歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況 >

希望者全員が 66 歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は 90 社(同 13 社増加)、割合は 5.2%(同 0.6 ポイント増加)

- ・ 中小企業では 87 社 (同 13 社増加)、5.5% (同 0.7 ポイント増加)
- ・ 大企業では 3 社 (同変動なし)、2.2% (同 0.1 ポイント減少)

< 70 歳以上まで働ける企業の状況 >

70 歳以上まで働ける企業は 437 社 (同 22 社増加)、割合は 25.3% (同 0.4 ポイント増加)

- ・ 中小企業では 406 社 (同 20 社増加)、25.5% (同 0.4 ポイント増加)
- ・ 大企業では 31 社 (同 2 社増加)、23.0% (同 1.2 ポイント増加)

資料 平成 29 年 10 月愛媛県労働局発表 高齢者の雇用状況の集計結果より

第6章

推進体制

- 1 庁内関係部署、支所との連携強化
- 2 市町、県、民間団体との連携強化
- 3 計画の適正な進捗及び執行管理
- 4 進捗、執行管理に基づいた計画の見直し
- 5 推進状況の適正な情報公開

推進体制の充実

● 庁内関係部署、支所との連携強化

庁内関係部署、支所間において、情報提供や意見交換を積極的に行うなど、男女共同参画社会の実現にむけて連携を強化します。

● 市町、県、民間団体との連携強化

県、市町間で情報交換や意見交換を行う機会を確保したり、市内民間団体の主体的な取り組みを支援したり、連携を強化します。

● 計画の適正な進捗及び執行管理

現状や施策の推進状況をわかりやすく示し、計画の着実な推進を図るため、必要に応じた実態調査を行ったり、管理体制を見直したりします。

● 進捗、執行管理に基づいた計画の見直し

進捗管理のために必要に応じた調査を行った場合は、現状と今後の見通しに鑑みた計画の見直しを行います。

● 推進状況の適正な情報公開

本計画の調査・見直しを行った場合は、適正な情報公開を行うだけでなく、定期的な進捗状況に関して情報を公開します。

資料

男女共同参画社会基本法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

用語解説

男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十

条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年法律第 31 号

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取り組みにも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつ

た者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以

下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠をともにする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者とともに生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者とともに生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはしないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者とともに生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者とともに生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代

理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者とともに生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠をともにする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相

談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節	特定事業主行動計画（第十五条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章	雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章	罰則（第二十九条—第三十四条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭

生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの実施により達成しようとする目

標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取り組みを実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関し、当該取り組みの実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六

条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取り組みを実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをい

う。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取り組みに関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みが効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みについて協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳

述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四

号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成 三十八 年三月 三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------------------	--

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

用 語 解 説

用 語	内 容 説 明
ワーク・ライフ・バランス	働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることです。労働者には家庭や地域活動などに参加できる機会が与えられ、事業者にとっても生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながるとされます。仕事と家庭の両立支援政策として、労働時間の短縮と柔軟化、保育や介護のサポート、休暇制度などがあります。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行されました。
男女雇用機会均等法	正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」です。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律です。
女性活躍推進法	働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、2016 年 4 月 1 日に施行された法律です。
セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)	「性的いやがらせ」のこと。セクハラと略されます。職場、学校、地域その他社会のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活を害し、また、性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えることを指します。
マタニティ・ハラスメント (マタハラ)	働く女性が妊娠・出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産・育児などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味することばです。
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者（事実婚、元配偶者を含む）や恋人など、親しい関係にある（または、親しい関係にあった）人から受ける身体的、精神的な暴力のことで、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動の制限などの社会的暴力なども含み、DV（ドメスティック・バイオレンス）と略称されます。

用 語	内 容 説 明
LGBT	Lesbian (レズビアン) (女性同性愛者)、Gay (ゲイ) (男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル) (両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー) (生物学的な性別と違う性別で生きたい人) の頭文字で、性的少数者の総称として一般的に使われています。
パワー・ハラスメント (パワハラ)	職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。
育児・介護休業法	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年)は、育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的として制定されました。次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するために、何度か改正を重ね、直近では平成17年4月1日に改正法が施行されました。
エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことです。
積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。

用 語	内 容 説 明
固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
ダイバーシティ	「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。
ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいいます。「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議意見）では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。
バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のことです。
リベンジポルノ	別れた恋人や元配偶者に対し、相手から拒否されたことなどによる報復として、相手方のわいせつな写真や映像などをネット上で不特定多数に配布・公開する嫌がらせ行為。ネットや撮影機能を持つスマートフォンなどの普及により、情報発信が容易になったことで問題事例が増加しています。
JK ビジネス	女子高生（JK）による男性への親密なサービスを売りにしたビジネスの総称。制服姿の女子高生と一緒に散歩をする「JK お散歩」、個室で添い寝や簡単なリフレクソロジー（マッサージ）を行う「JK リフレ」などがある。風俗営業法の届け出が不要なことから、東京都の秋葉原を中心に JK ビジネスを営む店舗が増え、女子高生による過激なサービスが問題視されるようになった。

用 語	内 容 説 明
特定事業主行動計画	<p>次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が労働者の仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりのための行動計画を策定するもので、国や地方公共団体が策定するものを「特定事業主行動計画」、国や地方公共団体以外の事業主が策定するものを「一般事業主行動計画」といいます。なお、平成 23 年 4 月 1 日より一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が、従業員 301 人以上の企業から従業員 101 人以上の企業に拡大され、100 人以下の企業が努力義務となります。</p>
障害者雇用促進法	<p>正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」といいます。障がいのある人が障がいのない人と同様その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるようにするための措置を総合的に講じることで、障がい者の職業の安定を図ることを目的として定められた法律です。</p>

第2次西予市男女共同参画基本計画

編集・発行／西予市総務企画部男女共同政策室

〒797-8501

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

TEL 0894-62-6403 FAX0894-62-6574

発刊日／平成30年3月